



鳥取大学 | 鳥取大學

留学生ハンドブック

留學生手冊

1.	はじめに	01
	国際交流センター・国際交流課 事務担当窓口（学部・研究科等）	
2.	生活のための各種手続き	03
	市役所での手続き	1__ 住居地の届出（住民登録） 2__ 国民健康保険の加入 3__ 国民年金の加入 4__ 家族と一緒に住む場合の手続き
	銀行／郵便局での手続き	1__ 預金口座の開設 2__ 公共料金の支払い申請
	出入国・在留に関する手続き	1__ 広島入国管理局 境港出張所 2__ 在留カード 3__ 国際交流センター・国際交流課による代理取次ぎ申請 4__ 在留期間の更新 5__ 資格外活動（アルバイト）許可 6__ 再入国許可申請 7__ その他の許可申請 8__ 不法滞在について 9__ 家族を連れて来日する場合・呼び寄せる場合
3.	住居	11
	鳥取大学留学生宿舍（鳥取地区） アパートを借りる場合 連帯保証人 引越しに必要な手続き 長期間家を空けるとき	
4.	学生生活	15
	留学生サポート 日本語プログラム 各種証明書の発行 授業料 休学・復学・退学 気象警報発令時の休講のお知らせ	
5.	健康	19
	保健管理センター 健康診断 病気になったら 留学生のための保険 子どもの出生・子どもに関する助成制度	

1.	前言	01
	国際交流中心・国際交流課 行政事務窓口（学部・研究科等）	
2.	生活上相關的各種手續	03
	市役所	1__ 申報居住（住民登録） 2__ 國民健康保險 3__ 國民年金 4__ 與家人同住時所需手續
	銀行 / 郵局手續	1__ 銀行開戶 2__ 水電費等支付申請
	出入國・在留相關手續	1__ 廣島入國管理局 境港出張所 2__ 在留卡 3__ 國際交流中心・國際交流課代理申請 4__ 在留期間更新 5__ 資格以外活動（打工）許可 6__ 申請再入國許可 7__ 申請其他許可 8__ 有關非法在留 9__ 與家人同住或邀請家人來日本
3.	居住日本	11
	鳥取大學留學生宿舍（鳥取校區） 租屋 連帯保證人 搬家時所需手續 長時間無人居住時	
4.	學生生活	15
	留學生支援 日語課程 出具各種證明書 學費 休學・復學・退學 氣象緊報發佈時停課通知	
5.	健康	19
	保健管理中心 體檢 生病時 留學生保險 生產・兒童相關補助制度	

6.	奨学金	24
	国費留学生のための奨学金 私費留学生のための奨学金	
7.	日常生活	26
	電話 自転車について 自動車・バイクについて 郵便 アルバイト ごみの分別・捨て方	
8.	交通安全・防災	30
	緊急時の連絡先 役立つウェブサイト 交通規則 自転車に乗る時の注意 万が一、交通事故にあったら… 地震がおきたら	
9.	防犯・トラブル	33
	盗難・紛失 日本で生活するうえで気をつけること 学生の懲戒	
10	卒業・修了後の手続き	37
	住居の退去・各種解約手続き 市役所での手続き 在留資格に関する手続き 進路等に関する調査 帰国前の手続きチェックリスト	
11	資料	41
	大学内施設	鳥取大学附属図書館 総合メディア基盤センター キャリアセンター 鳥取大学生協（Co-op） トレーニングルーム（鳥取地区体育施設内） 多文化交流室（地域学部棟2階） 利用可能なパソコンについて
	便利な大学周辺施設一覧	鳥取・米子市役所 鳥取県国際交流財団 鳥取市国際交流プラザ 県立図書館（鳥取市） 鳥取県立布勢総合運動公園（鳥取市）
	キャンパスマップ	44

6.	獎學金	24
	國費（公費）留學獎學金 私費留學生獎學金	
7.	日常生活	26
	電話 腳踏車 汽車・摩托車 郵政 打工 垃圾分類・丟棄方法	
8.	交通安全・防災	30
	緊急聯絡方式 相關網站 交通規則 腳踏車注意事項 發生交通事故時… 發生地震時	
9.	預防犯罪・糾紛	33
	盜竊・丟失 於日本生活需要注意事項 學生懲戒	
10	畢業・結業後の手續	37
	退房・各種解約手續 市役所 在留資格相關手續 畢業後的情況 回國前手續確認列表	
11	資料	41
	校內設施	鳥取大學附屬圖書館 綜合媒體基礎中心 職業中心 鳥取大學生協（Co-op） 健身房（鳥取校區體育設施內） 多文化交流室 可自由使用的電腦
	大學週邊設施一覧	鳥取・米子市役所 鳥取縣國際交流財團 鳥取市國際交流plaza 縣立圖書館（鳥取市） 鳥取縣立布勢綜合運動公園（鳥取市）
	校園地圖	45

1 はじめに

国際交流センター・国際交流課

国際交流センターは、鳥取大学の国際化について企画・立案をしたり、外国人留学生や海外留学を希望する学生に対して、必要な教育や指導の助言などを行うことで、鳥取大学の国際交流の推進に寄与することを目的としています。

国際交流課は、国際交流センターや国際交流に関する事務の他に、留学生宿舍の事務、外国人留学生や海外留学を希望する学生や外国人研究者に対する事務全般を行なっています。

■ 国際交流課の連絡先（鳥取地区・米子地区共通）

電話番号 [平日] 8:30～17:15	0857-31-5056（学生交流係） 0857-31-5010（国際交流係）
緊急連絡先	警察：110 消防・救急：119
Email	kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp（学生交流係）
FAX	0857-31-6065

- 学生交流係：留学生や日本人学生の海外留学に関する事務をしています。
 - 国際交流係：学術交流協定や外国人研究者に関する事務をしています。
- [業務時間] 月～金曜日 8:30～17:15

■ 米子地区の留学生事務担当（学務課学生係）の連絡先

電話番号 [平日] 8:30～17:15	0859-38-7100
緊急連絡先	警察：110 消防・救急：119
Email	me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■ 国際交流・留学情報ホームページ

国際交流センターは、ホームページで情報提供を行なっています。奨学金の情報や、入国管理に関する情報、住宅情報などを発信しているので、ふだんからチェックしておいてください。米子地区の留学生もホームページは必ずチェックしてください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp>



1 前言

国際交流中心・国際交流課

国際交流中心,除了以企劃規劃鳥取大學的國際交流以外還對留學生和希望出國留學的本科生給予指導,,以推動鳥取大學國際交流事業為主要目的。

国際交流課,負責國際交流中心的行政事務以外也同時管理留學生宿舍及辦理外國人留學生,希望出國的本科生及外國研究人員相關的各種手續。

■ 国際交流課の聯絡方式（鳥取校區・米子校區通用）

電話號碼 [平日] 8:30～17:15	0857-31-5056（學生交流組） 0857-31-5010（國際交流組）
緊急聯絡 24小時服務專線	090-7541-9245（留學生支援專用）
Email	kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp（學生交流組） kokuko-koku@ml.adm.tottori-u.ac.jp（國際交流組）
FAX	0857-31-6065

- 學生交流組：負責留學生及日本學生海外留學事務。
 - 國際交流組：負責學術交流協定及外國人研究者事務。
- [工作時間] 週一～週五 8:30～17:15

■ 米子地區（學務課學生組）聯絡方式

電話號碼 [平日] 8:30～17:15	0859-38-7100
緊急聯絡 24小時服務專線	090-7541-9245（留學生支援專用）
Email	me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■ 國際交流・留學訊息首頁

國際交流中心透過網站提供各種資訊。定期發送獎學金、入國管理、租房等信息,請隨時關注。米子地區的留學生也務必確認該網站的相關資訊。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp>



事務担当窓口（学部・研究科等）

学部・研究科	担 当	電話番号	Email
・地域学部 ・持続性社会創生科学研究科 地域学専攻	地域学部教務係	0857-31-5077	reg-kyoumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・医学部 ・医学系研究科	米子地区事務部 学務課学生係	0859-31-7100	me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・工学部 ・持続性社会創生科学研究科 工学専攻 ・工学研究科	工学部教務係	0857-31-5186	en-kyoumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・農学部 ・持続性社会創生科学研究科 農学専攻、国際乾燥地科学専攻	農学部教務係	0857-31-5342	ag-kyoumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・連合農学研究科	農学部 連大学務係	0857-31-5446	ag-rengaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・共同獣医学研究科	農学部 共同獣医学務係	0857-31-5365	ag-kyoudouj@ml.adm.tottori-u.ac.jp

聯絡窓口（學部・研究科等）

學部・研究科	負責部門	電話號碼	Email
・地域學部 ・持續性社會創生科學研究科 地域學專攻	地域學部教務組	0857-31-5077	reg-kyoumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・醫學部 ・醫學系研究科	米子地區 學務課學生組	0859-31-7100	me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・工學部 ・持續社會創生科學研究科 工學專攻 ・工學研究科	工學部教務組	0857-31-5186	en-kyoumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・農學部 ・持續社會創生科學研究科 農學專攻國際乾旱地科學專攻	農學部教務組	0857-31-5342	ag-kyoumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・連合農學研究科	農學部 連大學務組	0857-31-5446	ag-rengaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp
・共同獸醫學研究科	農學部 共同獸醫組	0857-31-5365	ag-kyoudouj@ml.adm.tottori-u.ac.jp

2. 生活のための各種手続き

市役所での手続き

1_ 住居地の届出（住民登録）

日本に3ヵ月を超えて滞在する外国人は、住居地を決めた日から14日以内に、市役所で住居地の住所を登録しなければなりません。登録の遅れや、うその届出をすると、罰金や在留資格の取り消しとなることがありますので、注意してください。主要な空港から入国した際に在留カードを交付されていても、住居地は必ず市役所に届出てください。

持って行くもの

- ① パスポート
- ② 在留カード（新規渡日者で、空港で在留カードが交付されなかった場合は不要）
- ③ 住居異動届（市役所のホームページからダウンロードできます）

住所が変わったとき

14日以内に、市役所で以下の手続きをしなければなりません。

■ 鳥取市内または米子市内で引越をする場合

上記の「必要なもの」①～③を持参し、新しい住所を登録してください。

■ 他の市から鳥取市または米子市に転入する場合

上記の「必要なもの」①～③に加えて、以前住んでいた地区の役所でもらった「転出証明書」を持参し、新しい住所を登録してください。

住民登録についての連絡先

■ 鳥取地区：鳥取市役所本庁舎 市民総合窓口（市民課）

[月～金] 8:30～19:00（毎月最終水曜日は17:15まで）、[土日（祝日は除く）] 8:30～17:15
電話：0857-20-3493 / Email: shimin@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190266593003/index.html>

■ 米子地区：米子市役所 市民課

[月～金] 8:30～17:00 / 電話：0859-23-5144 / Email: shimin@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/1147.htm>

マイナンバー制度

- 「マイナンバー」とは、国民ひとりひとりが持つ12桁の番号で、税・社会保障・災害対策で、個人の情報を管理するために活用されています。住民登録が終わると、数週間後に「個人番号通知書」が簡易書留（27ページ参照）で届きます。
- 「マイナンバーカード」とは、マイナンバーに関する手続きにおいて、番号と身元を1枚で確認でき、公的な身分証明書として使用できるカードです。

※マイナンバーカードの取得には申請が必要です。個人番号通知書に同封されている説明書を参考に申請してください。

アルバイトを始めるときや、引っ越しや帰国の場合などの市役所の手続きに必要なになりますので、帰国まで必ず大切に保管してください。

2. 生活関連手続

於市役所辦理の手續

1_ 申報地址（住民登録）

在日本居住三個月以上的外國人，地址確定後的14天內，請至市役所登記地址。延遲登錄或不實申報，有可能被罰款或取消在留資格，請留意。即使入境時已在機場取得「在留卡」的人，也一定要至市役所申報住址。

需要資料

- ① 護照
- ② 在留卡（在機場未領取的人必至市役所申請）
- ③ 住所變更申請表（可以在市役所網站下載取得）

地址更改時

14天以內，務必前往市役所辦理以下手續。

■ 在鳥取縣內搬家的人

登記新地址時，請持上述的①～③的資料。

■ 如從他市轉入鳥取市或米子市時

登記新地址時除了上述①～③以外，還需要以前居住的市役所出具的「轉出證明書」。

住民登録の聯絡方式

■ 鳥取地區：鳥取市役所本廳 市民總合窗口（市民課）

[週一～週五] 8:30～19:00（每個月最後一個禮拜三到 17:15），[週六，日（國定假日除外）] 8:30～17:15
電話：0857-20-3493 / Email: shimin@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190266593003/index.html>

■ 米子地區：米子市役所 市民課

[週一～週五] 8:30～17:00 / 電話：0859-23-5144 / Email: shimin@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/1147.htm>

MyNumber 制度（個人號碼制度）

- “My Number”是每個國民都有的12個數字個人號碼。這是為了管理個人稅金，社會保障，災害對策時使用的。辦理完住民登錄手續數週後，市役所將透過簡易掛號信把個人號碼通知單郵寄本人。
- My Number卡的12個數字可以證明你的身份、任何公家手續都可使用、務必辦理申請。辦理手續時請細讀個人號碼通知單裡附有的說明書。

開始要打工・搬家・回國或至市役所辦理各種手續均須此卡，直至回國前請妥善保管。切勿遺失。

2_ 国民健康保険の加入

日本に3ヵ月を超えて滞在し、在留資格「留学」を有する留学生は、国民健康保険に加入する義務があります。この保険に加入すると、医療費の自己負担額が30%となります。ただし、死亡、事故、紛失、火災、損害賠償等は補償されません。不測の事態に備え、22ページの「各種保険について」を参考に、その他の保険にもあわせて加入してください。

※在留資格が「短期滞在」または「留学（在留期間3ヵ月）」の場合は、国民健康保険に加入できません。渡日前に、旅行保険等に参加することをおすすめします。

※国民健康保険が使えない治療（健康診断、予防接種、美容整形、正常な出産など）もあり、その場合は100%自己負担になります。

持って行くもの

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 申請書（役所にあります）

利用方法

- 国民健康保険に加入すると、保険証が発行されます。病院へ行くときは、必ず保険証を持って行き、受付で提示してください。旅行の際にも必ず携帯してください。
- 保険証は毎年更新されます。
- 新しい保険証は有効期限前（7月中旬）に、簡易書留（27ページ参照）で届きます。ただし、保険料を支払っていない人は、市役所の窓口へ行って更新の手続きをします。

保険料

保険料は前年の収入で決定します。収入が0円の場合、保険料が軽減されます。毎年2月頃、市役所から「国民健康保険料所得簡易申告書」が届く場合があります。収入を確認するための書類なので、必ず返信（郵送）してください。

保険料の支払い方法

納付通知書：手続き後1～2ヶ月で保険料の「納付通知書」（年度末までの請求書）が届きます。

支払い方法：通知書には、以下2種類の支払い方法が書かれた用紙が入っています。

- 1) 「全期」：全額まとめて支払うための用紙
- 2) 「1期～10期」：保険料を数回に分けて支払うための用紙

※1年未満で帰国する人は、自分が滞在する期間までの支払いをしてください。
※多く払い過ぎた場合、解約時に返金されます。
※期限内に支払いをしない場合、「督促状」が届きますので、気をつけてください。

国民健康保険・国民年金についての連絡先

■ **鳥取地区**：鳥取市役所本庁舎 保険年金課

[月～金] 8:30～17:15 電話：0857-30-8221 / Email:hoken@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741868320/index.html>

■ **米子地区**：米子市役所 保険課

[月～金] 8:30～17:00 / 電話：0859-23-5121 / Email:hoken@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/3837.htm>

2_ 國民健康保險

在日本居住三個月以上且持有「留學」在留資格的留學生，都有義務加入國民健康保險。加入保險後，醫療費的自費負擔將減為30%。但死亡、事故、遺失、火災、損害賠償等，不在該保險範圍內。為以防萬一，請參照第22頁「各種保險」，也可併同其他保險一起加入。

※在留資格為「短期在留」或「留学（3個月）」者，無法加入國民健康保險。建議你在赴日前，自行加入旅行保險等。

※部分治療無法使用國民健康保險，如：體檢、打預防針、美容整形、生產等，這些項目的自費額為100%。

需要資料

- ① 護照
- ② 在留卡
- ③ 申請表（市役所內備有）

使用方法

- 加入國民健康保險後，會發行健康保險證。去醫院就診時請務必帶上，出示給前台。去旅行時也請務必隨身攜帶。
- 保險證每年都須更新
- 新的保險證於保險證的有效期滿前（7月中旬前）透過簡易掛號信（參照27頁）郵寄給本人。但尚未支付保險費者，請自行至市役所窗口辦理更新手續。

保險費

保險費依照前一年的收入而決定。收入為0日元者，保險費可申請減額度。每年2月前後市役所會寄出「國民健康保險所得簡易申報」的。填表單、這是確認你收入的文件，請務必（郵寄）回信。

保險費支付方式

繳納通知書：完成手續1～2個月後，會寄「繳納通知書」至本人。

支付方式：繳納通知書內含2種支付方式，可擇一填報。

- 1) 「全期」：全額支付單（一次付清）
- 2) 「1期～10期」：保險費分期支付單

※未滿一年就回國者，請支付至回國當月底。
※如有多付，解約時可退費。
※如在規定期限內沒有支付，將會收到「催促繳納通知單」請留意。

國民健康保險・國民年金的聯絡方式

■ **鳥取地區**：鳥取市役所本廳 保險年金課

[週一～週五] 8:30～17:15 電話：0857-30-8221 / Email hoken@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741868320/index.html>

■ **米子地區**：米子市役所 保險課

[週一～週五] 8:30～17:00 電話：0859-230-5121 / Email hoken@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/3837.htm>

3_ 国民年金の加入

20歳以上であれば、外国人も国民年金に加入する義務があります。ただし、所得の少ない学生が納付を先送り（猶予）できる制度があります。1の住民登録後に、市役所の保険年金課で手続きをしてください。**下記の国民年金の先送り申請は、毎年度行う必要があります。**

■ 正規生の場合

「学生納付特例制度」を申し込むことができます。後日公布される**基礎**年金番号通知書を大切に保管してください。

■ 非正規生（特別聴講学生・研究生）の場合

「一般の免除申請」を行なってください。

4_ 家族と一緒に住む場合の手続き

日本に家族を呼び寄せ、一緒に住む場合は、家族も市役所で住民登録の申請を行います。申請には、**①** 家族の分のパスポート、**②** 在留カード、**③** 届出書と、**④** 留学生と家族の身分関係を証明する文書（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書などいずれか）が必要です。

〈市役所で上記の手続きをしてから、約1ヶ月後に届く書類〉

- ・住民登録：個人番号通知書
- ・国民健康保険：納付通知書
- ・国民年金：年金振込通知書（免除申請をした人は、受け取っても使用する必要はありません）

〈鳥取市役所コールセンター〉

電話：0857-22-8111（年中無休です）

Email：tori-call@city.tottori.lg.jp

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1567163330498/index.html>

3_ 國民年金

20歳以上の外国人也有義務加入國民年金保險。對於低收入的學生有延遲繳納制度。完成住民登録後，請在市役所年金課辦理手續。**國民年金支付延遲的申請，需在每年4月份辦理。**

■ 正規生

可申請「學生繳納特例制度」。請妥善保管之後頒發的年金手冊。

■ 非正規生（特別聴講生・研究生）

請辦理「申請一般免除」。

4_ 與家人同住時所需手續

在日本與家人同住者,其家人同樣要在市役所辦理住民登録手續。申請時，需備**①** 家族全員の護照、**②** 在留卡、**③** 申請表 **④** 親屬關係證明（戸口謄本、結婚證書、出生證書等證明）。

〈在市役所完成上述手續約1個月後會收到以下文件〉

- ・住民登録：個人號碼通知書
- ・國民健康保險：繳納通知書
- ・國民年金：年金匯款通知書（已申請免除申繳納者不用付費）

〈鳥取市役所客服中心〉

電話：0857-22-8111（全年無休）

Email：tori-call@city.tottori.lg.jp

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1567163330498/index.html>

郵便局／銀行での手続き

1_ 預金口座の開設

奨学金の受取りに預金口座の開設が必要な人は、次の事項を参考にして、普通預金口座を開設してください。また、**手続きにはできるだけ日本語のわかる学生と一緒に行ってください。**

※口座開設後、申請をした人には約1週間後に「キャッシュカード」が届きます。なくさないようにしましょう。

ゆうちょ銀行預金口座開設に必要なもの

国費外国人留学生の方や留学生宿舍へ入居する方は、「ゆうちょ銀行総合口座」を必ず開設してください。

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 学生証（発行が完了している場合のみ）
- ④ 印鑑（印鑑文化がある国出身の留学生のみ）

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

鳥取銀行／山陰合同銀行の預金口座開設に必要なもの

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 印鑑
- ④ 在学証明書（入国後1年以上経過している場合は必要ありません。証明書の発行は16ページを参照してください。）

<https://www.tottoribank.co.jp/index.html>

非居住者円普通預金口座開設に必要なもの

鳥取銀行や山陰合同銀行で普通預金口座を開設できるのは、本学の在籍期間が1年以上の場合です。在籍期間が1年未満の場合で、どうしても銀行で口座を開設したい場合は、「非居住者円普通預金」口座を開設してください。

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 印鑑

2_ 公共料金の支払い申請

電気・ガス・水道の公共サービス使用料（公共料金）の支払いは、銀行・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで行うことができます。また、預金口座の振替で自動払いする方法や、クレジットカードで支払う方法もあります。

その他、詳しい内容は各窓口で聞いてください。

郵便局／銀行	電話番号	窓口営業時間（月～金曜日）
郵便局 湖山支店	0857-28-2210	9:00～16:00 （郵便窓口は17:00まで）
郵便局 湖山北郵便局	0857-31-4879	
ゆうちょ銀行鳥取店	0570-080-223	
鳥取銀行 湖山支店	0857-28-1500	9:00～15:00
山陰合同銀行 湖山出張所	0857-28-5111	

於郵局 / 銀行的各種手續

1_ 銀行開戸

為領取獎學金需要開戸者，請參考下列事項，開設普通存款帳戶。辦理手續時，**請和精通日語者一起前往。**

※開戸後本人會在一周後收到「銀行現金卡」請妥善管理，切勿遺失。

郵政儲蓄銀行開戸時所需資料

國費外國人留學生一定務必在「郵政儲蓄銀行」開戸。

- ① 護照
- ② 在留卡
- ③ 學生證
- ④ 印鑑（僅包括漢語圈的留學生）

鳥取銀行 / 山陰合同銀行の開戸所需物品

- ① 護照
- ② 在留卡
- ③ 印鑑
- ④ 在學證明書（入国1年以上者，不需要提示。有關出具證明書內容請參照第16頁）

非居住者於普通存款帳戶開戸時所需資料

鳥取銀行及山陰合同銀行只限於本大學在留期間一年以上的留學生才可開戸。在留期間未滿一年者請開設「非居住者普通存款帳戶」。

- ① 護照
- ② 在留卡
- ③ 印鑑

2_ 水電費支付方法

水电、瓦斯费（公共費用），可在銀行・郵政儲蓄銀行、便利店付費，也可辦理帳戶自動扣款、或用信用卡支付。

其他、詳細內容請自行諮詢各窗口。

郵局 / 銀行	Tel	窗口營業時間（週一～週五）
郵局 湖山支店	0857-28-2210	9:00～16:00 （郵政17:00結束）
郵局 湖山北郵局	0857-31-4879	
鳥取銀行 湖山支店	0857-28-1500	9:00～15:00
山陰合同銀行 湖山出張所	0857-28-5111	

出入国・在留に関する手続き

1_ 広島出入国在留管理局 境港出張所

- ・住所：〒684-0055 鳥取県境港市佐斐神町1634 米子空港ビル3階
- ・電話：0859-47-3600 / FAX：0859-47-3601
- ・受付時間：月～金曜日（祝日除く）9：00～12：00 / 13：00～16：00
- ・外国人在留総合インフォメーションセンター：0570-013904（IP、PHS、海外：03-5796-7112）

〔出入国在留管理局〕www.moj.go.jp/isa/

各種申請に必要な書類等については、国際交流HPから確認してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3>



2_ 在留カード

鳥取大学で留学生として研究・学習するための在留資格は、「留学」です。主要空港（成田・羽田・中部・関西）から日本に新たに入国した場合はその場で交付されます。それ以外の港・空港から入国した場合は、市役所で届出をした住居地の住所に、在留カードが後日郵送されます。

在留カードは常に携帯してください。

- ※在留資格が「留学（在留期間3ヵ月）」で入国した場合は、在留カードは交付されません。
- ※在留カードの盗難・紛失等については33ページを参照してください。

在留資格「留学」での在留期間

3ヵ月、6ヵ月、1年、1年3ヵ月、2年、2年3ヵ月、3年、3年3ヵ月、4年、4年3ヵ月

在留カードに書かれた内容が変更する場合

在留カードを変更・更新したときは、必ず国際交流課までお知らせください。

■ 住所が変更になる場合

すみやかに、市役所で住居地の変更手続きを行なってください。

■ 上記以外（氏名、性別、国・地域）の変更等が生じた場合

14日以内に広島出入国在留管理局境港出張所へ行き、変更手続きを行なってください。

■ 所属機関の名称・所在地に変更があった場合

変更が生じた日から14日以内に、出入国在留管理局境港出張所へ行く、もしくは広島出入国在留管理局に郵送するか、インターネットから届出をしてください。

所属機関に関する届出は、留学生本人が行う必要があります（取次申請はしません）。

※届出義務違反には罰則を受けることがありますので、必ず届出をしてください。

出入国・在留関連手続き

1_ 広島出入国在留管理局 境港出張所

- ・地址：〒684-0055 鳥取県境港佐斐神町1634 米子機場大樓3樓
- ・電話：0859-47-3600 / FAX：0859-47-3601
- ・受理時間：週一～週五（國定假日除外）9：00～12：00 / 13：00～16：00
- ・外国人在留総合諮詢中心：0570-013904（IP、PHS、海外：03-5796-7112）

〔出入国在留管理局〕www.moj.go.jp/isa/

申請各種服務所需要的申請表格，可於國際交流HP確認。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3>



2_ 在留卡

於鳥取大學研究、學習的留學生，取得的在留資格為「留学」。從主要機場（成田・羽田・中部・關西等）入國時，應已在機場取得在留卡。從其他港口、機場入國者，市役所會在你抵達鳥取縣且登錄完手續後將「在留卡」郵寄至本人。

在留卡一定要隨身攜帶。

- ※在留資格為「留學（3個月內）」的學生，不頒發在留卡。
- ※在留卡如被盜或遺失時，請參照第33頁。

在留資格為「留學」的在留期間

3個月、6個月、1年、1年3個月、2年、2年3個月、3年、3年3個月、4年、4年3個月

在留卡 更新或登記內容有所更改時

有更改或更新在留卡時，請務必通知國際交流課。

■ 地址變更時

請盡快至市役所辦理地址更新手續。

■ 上述以外（姓名、性別、國籍、地區）有變更時

請在14天以內至廣島出入國在留管理局境港出張所，辦理更改手續。

■ 所屬機構名稱或所在地有所變更時

從變更之日起14天內，請至出入國在留管理局境港出張所，或將表格郵寄至廣島出入國在留管理局、或從網路提交。所屬機構變更手續，需要留學生本人親自辦理，不能代理。

※違反申報義務會有處罰，請務必申報。

3_ 国際交流センター・国際交流課による代理取次申請

国際交流センターと国際交流課の教職員が代理で、広島出入国在留管理局境港出張所で申請の取次を行います。ただし、代理の申請取次であっても、出入国在留管理局から本人への聴取・出頭を求められることがあります。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration-about>

取次申請のための書類受付期間

書かれた内容の確認などに時間がかかるため、早めに準備を始めてください。出入国在留管理局への持参日は、国際交流センターホームページでお知らせします。

取次申請の対象者

- ① 外国人留学生
- ② 外国人研究者、外国人留学生の配偶者や子
（ただし、外国人研究者・留学生と同時に入国するときの、在留資格認定申請のみ）
- ③ 外国人研究者（大学で正式に受入れを行う者）定申請のみ）

取次申請ができる事項

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留期間更新許可申請
- ③ 資格外活動許可申請
- ④ 再入国許可申請（みなし再入国許可以外）

4_ 在留期間の更新

決められた在留期間を超えて大学に在学する場合に必要です。在留期間の満了する日の3ヵ月前から、更新申請ができます。自分の在留期限を確認し、更新申請をし忘れないように注意してください。オーバーステイ（超過滞在）は強制退去となる場合があります。

※在留期間が更新されると、申請前に取得していた「資格外活動許可」や「再入国許可」は無効になります。必要な場合は、再度申請してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#更新>

※更新の時期が近づいた人には国際交流課よりメール等でリマインドします。

3_ 由国際交流中心・国際交流課代理申請

国際交流中心及国際交流課の教職員，毎月都會帶著留學生的更新資料至入國管理局境港出張所辦理代理申請。雖可代理申請，必要時出入國在留管理局也會要求本人出面問話。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration-about>

代理申請文件的受理期間

申請代理日前一週，有2天的受理時間，校正填表需要時間，請儘早準備。前往出入國在留管理局的日程，會於國際交流首頁通知大家。

代理申請對象

- ① 外國人研究者（大學正規生）
- ② 外國人留學生
- ③ 外國人研究者、外國人留學生配偶及子女
（只限和外國人研究者・與留學生同時入國且持有在留資格認定申請者）

可代理申請事項

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留期間更新許可申請
- ③ 資格外活動許可申請
- ④ 再入國許可申請（視同再入國許可除外）

4_ 在留期間更新

超過規定在留期間仍需在校學習者，於在留期滿3個月前可以開始申請更新資格。一定要注意自己的在留期限，不要忘記更新，逾期在留會被強制遣送回國。

※在留期間更新後，以前取得的「資格外活動許可」及「再入國許可」即都無效。如有需要，請重新申請。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#更新>

※國際交流課會透過網路等方式提醒更新時期臨近的人。

5_ 資格外活動（アルバイト）許可

「留学」の在留資格で報酬を受けることは原則としてできません。ただし、事前に「資格外活動許可」を得られればアルバイトを行うことができます。

学期中は1週間に28時間以内、長期休業期間中は1日8時間かつ週40時間までであれば許されます。アルバイト情報等については28ページを参照してください。

※本学でTA・RA・チューター（生活チューターを除く）を行う場合や、継続しない短期の活動で報酬を得る場合は、この資格外活動許可は必要ありません。

※休学中は、資格外活動（アルバイト）は認められません。違法行為になります。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

6_ 再入国許可申請

一時的な帰国や、旅行等で日本を出国し、再び日本に入国することを再入国といいます。短期間であっても、必ず下記の内容を確認してください。指導教員の許可をもらってから、所属学部・研究科の教務係（学生係）への連絡を必ず行なってください。また、短期間でも日本を一時的に出国する場合は、「海外渡航届」を提出してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#再入国>

再入国許可

出国後1年以上経過した後、許可されている在留期間内に再入国し、再び日本での活動を続ける場合は、日本出国前に「再入国許可」を受けておけば、再入国のために改めてビザを取得する必要がなくなります。再入国には、一回限り有効な「一次有効許可（手数料3,000円）」と、有効期限内なら何回でも出入国可能な「数次有効許可（手数料6,000円）」の2種類があります。

みなし再入国許可

出国後1年以内に、日本での活動を続けるために再入国する場合は、「再入国許可」を受ける必要はありません。この制度を「みなし再入国許可」といいます。ただし、以下の注意が必要です。

注意1：在留期限が1年以内に切れる場合は、在留期限までに再入国をしてください。

注意2：みなし再入国の手続きで出国したときは、その有効期間を海外で延長することはできません。

注意3：出国時に、「再入国出国用EDカード」の「みなし再入国許可による出国の意図表明」欄にチェックをしてください。チェックを忘れると、入国できない場合があります。

海外渡航届の提出

調査実習や学会、親族訪問・帰国・観光等で日本を一時出国するときは、「海外渡航届」を学務支援システムからオンライン登録し、プリントアウトして所属する学部・研究科の教務係（学生係）に提出してください。

[海外渡航届について]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/kaigaitokou>



5_ 資格外活動（打工）許可

在留資格が「留学」者、原則上不能從事獲得薪酬的工作,必在事前取得「資格外活動許可」,才允許打工。

學期內允許一週28小時以內的打工,長期放假期間允許一天8小時或每週40小時以內的打工。有關打工資訊,請參照第28頁。

※在校内從事TA・RA、教師助手、或不持續的短期活動而取得的收入,不需資格外活動許可。
※休學中不可進行資格外活動。將視為違法行為。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

6_ 再入國許可申請

短期回國或旅遊等原因離開日本,再次要進入日本國,稱為「再入國」。短期回國者也務必確認以下內容,取得指導教師的許可後,請一定要和所屬學部・研究科的教務處（學生組）聯絡。短期離境也需提交「出國手續申請」。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#再入国>

再入國許可

離開日本超過一年,於在留期限內持有同樣在留資格重新返回日本者、如在離開日本前取得「再入國許可」即無需重新申請簽證。再入國分為一次有效性的「一次有效許可（手續費3,000日元）」,及有效期限內不限次數出入的「數次有效許可（手續費6,000日元）」兩種。

視同再入國許可

離開日本一年內重返日本且和離開前實行同樣活動者,不需要申請「再入國許可」,此制度稱為「視同再入國許可」。然而必需注意以下事項。

注意1：如在留期限將於一年內到期,請於在留期限內再次入國。

注意2：以視同再入國手續出國者,不能在海外延長有效期限。

注意3：出國時,請在「再入國出國用ED卡」的「視同再入國許可的出國意圖表明」欄完成選項,否則可能無法再次入國。

交出國申請

因調查培訓、學術會議、探親、回國、旅遊等暫時離開日本者,請在網上的「學務支持系統網絡」上登錄出國申請,複印後交給所屬學部・研究科教務組或學生組相關人員。

[有關出國申請]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/kaigaitokou>



7_ その他の許可申請

在留資格変更許可

卒業、修了、退学等の際には、帰国・他大学進学の場合をのぞき、すみやかに在留資格の変更を申請してください。この申請は、申請者本人が出入国在留管理局で申請をしてください。詳細は7ページを参照してください。

留学中に子どもが産まれた場合

30日以内に「在留資格取得（出生）」申請を行い、在留資格を取得してください。この申請は、必ず子どもの父または母が申請をしてください。詳細は23ページを参照してください。

証印を別のパスポートに移す場合の証印転記申請

この申請は、申請者本人が出入国在留管理局で申請を行なってください。

8_ 不法滞在について

- **在留期間を超えて滞在を続けた場合、「不法滞在」として処罰の対象となります。**
- 鳥取大学を卒業・修了・退学後に学生の身分ではなくなった場合、たとえ在留期間が残っていたとしても、在留資格「留学」では日本に滞在することはできません。
- 就職等を理由に卒業後も日本に滞在する場合は、在留資格を変更してください。詳細は39ページを参照してください。

[在留資格の変更について]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

9_ 家族を連れて来日する場合・呼び寄せる場合

在留資格「留学」を持つ留学生の、夫または妻や子どもは、在留資格「家族滞在」で日本に滞在することができます。申請には、留学生と申請人である家族との身分関係を証明する文書（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書などいずれか）が必要です。

日本国外にいる家族を日本へ呼び寄せる場合の在留資格認定証明書交付申請については、留学生自身が日本の生活に慣れ、経済的な面を含めて準備ができてから手続きするようにしましょう。

- ※家族が日本に90日以内の「短期滞在」をする場合は、在留資格「家族滞在」の申請は必要ありません。
- ※家族が日本で生活するためには、市役所で住民登録等をする必要があります。詳細は23ページを参照してください。

[在留資格「家族滞在」の必要書類リスト]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/jp/necessary-documents-Immigration3>

7_ 其他的許可申請

更改在留資格許可

畢業、結業、退學等，除回國或至其它大學就讀者外，請盡快申請在留資格變更。需本人至出入國在留管理局申請辦理。詳細訊息請參照第7頁。

於在學期間生產

請於30天內申請「在留資格取得（出生）」。本資格務必由孩子的父親或母親自行申請。詳細資訊請參照第23頁。

將護照上證印、貼紙轉至其他護照的申請

此申請需由本人親自至出入國在留管理局辦理申請。

8_ 有關非法在留

- **超過在留期間仍未離開日本者，會因「非法居留」而被處罰。**
- 鳥取大學畢業、結業、退學後，即失去學生身份，即使是在留期限內，也不可以「留學」資格居留日本。
- 畢業後以就職身份繼續居留日本者，請馬上更改在留資格。詳細資訊請參照第39頁。

[有關更改在留資格]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

9_ 與家人同行日本者・或入學後邀請家人前來日本者

具有「留學」在留資格的留學生，其丈夫、妻子及子女，可以「家族滞在」資格居留日本。申請時需提示兩者為親屬關係的證明書、如戶口謄本、結婚證書、出生證明等。

在申請將居住在日本境外的傢人接到日本的資格證明時，請務必在開始辦理手續前做好在日本生活的準備，包括經濟方面的準備。

- ※家人在日本只停留90天以內的「短期在留」者，無需申請「家族滞在」的在留資格。
- ※與留學生同住的家人，務必至市役所登錄住民登錄。詳細資訊請參照第23頁。

[在留資格「家族滞在」所需列表]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/jp/necessary-documents-Immigration3>

3. 住居

住居に関する質問

■鳥取地区：国際交流課学生交流係 kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■米子地区：学務課学生係 me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

※米子地区には留学生宿舎はありません。宿舎については学務課学生係にご相談ください。

鳥取大学留学生宿舎（鳥取地区）

鳥取大学の留学生と研究者は、留学生宿舎(国際交流会館)に入居することができます。入居期間は6か月以内です。月単位で入居を許可します。鳥取大学の受け入れ期間が1年未満の人は、受け入れ許可期間までが入居可能な期間となります。また、家族での入居を除き部屋の区分を選択することはできません。

[詳細は国際交流HP]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/Students-housing-dormitory>

宿舎の住所・電話番号

- ・住所：〒680－0947 鳥取市湖山町西4丁目110 鳥取大学国際交流会館
- ・電話：0857－28－4808（国際交流会館事務所）
- ・窓口受付：月～金曜日（祝日を除く）、13:30～18:30

使用料の支払い

使用料は、毎月25日までに、宿舎の管理人室へ支払ってください。

入居にあたっての注意事項

- ・使用料には、光熱水費は含まれません。別途支払いが必要です。
- ・留学生宿舎では、許可された以外の人の宿泊を禁止しています。無断での宿泊が発覚した場合は、入居者の退去を命じます。
- ・宿舎内の共同利用設備は、きれいに使ってください。シャワー室、捕食室のシンク、電子レンジ等は適切に使用し、自分が掃除当番でなくても、使用した後は必ず掃除をしてください。
- ・火事の原因になりますので、ガスコンロを使用する際は、その場を絶対に離れないでください。
- ・ゴミは決められた曜日に、宿舎前のゴミステーションに出してください。他の場所へは絶対に持ち出さないでください。

3. 居住日本

關於居住的各種訊息

■鳥取校區：国際交流課學生交流組 kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■米子校區：學務處學生組 me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

※米子校區沒有留學生宿舍，居住事宜，請直接諮詢學務處學生組。

鳥取大學留學生宿舎（鳥取校區）

留學生及研究者可以入住留學生宿舎（國際交流會館）。入住時間原則為6箇月。以月為單位計算。如果您在鳥取大學的在留時間少於一年，您可以一直住在宿捨湊/裏/裡，直到您的學期結束。此外，除瞭與傢人同住的情況外，您不能選擇您想要的房間類型。

[詳細信息請至國際交流網站確認]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/Students-housing-dormitory>

宿舎地址・電話號碼

- ・地址：〒680－0947 鳥取市湖山町西4丁目110 鳥取大學國際交流會館
- ・電話：0857－28－4808（國際交流會館事務所）
- ・受理時間：週一～週五（國定假日除外），13:30～18:30

住宿費繳交

請于每月25日前，到宿捨管理人處繳費。

入住時的注意事項

- ・住宿費不含水電費，水電等其他費用需另外付費。
- ・未經許可者禁止於宿舍留宿。如發現違規，請騰退宿舍。
- ・請愛護宿舍內的公用設備，妥善、清潔使用淋浴室、用餐室水槽、微波爐等，使用後請務必打掃乾淨。
- ・為避免發生火災，使用瓦斯爐時，切勿離開現場。
- ・請在規定時日，將垃圾投棄至宿舍樓前的垃圾站，禁止隨意投棄。

退去について

退去する月の20日前までに管理人室に申し出てください。

〔例外〕

学期末の3月、9月に退去する人は、退去する月の前月の10日頃までに管理人に申し出てください。また、前期に入居した人は9月20日、後期に入学した人は3月20日までに退去してください。

住居の移動について

鳥取に6か月以上滞在する場合は、留学生宿舍から住居を移動することになります。入居期限が切れる前に、自分で部屋を探す必要があります。十分な時間のゆとりを持って探してください。

また、日本で住居を変更するためには、様々な手続きと書類が必要となり、とても時間がかかりますので、早めに取り組んでください。

※住居を変更する時に、前の宿舍の許可書や契約書が必要になります。大切に保管してください。

アパートを借りる場合

県営・市営住宅（公営住宅）

民間アパートよりも比較的安い家賃で入居できます。応募者が多いときは、抽選をして入居者を決定します。募集は、下記国際交流のホームページでお知らせしています。

〔国際交流HP〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-news>

民間アパート

民間アパートの入居を希望する場合、「鳥取県あんしん賃貸事業」で物件を紹介しています。申込書は、国際交流課学生交流係または下記ホームページからダウンロードしてください。また、大学生協や大学近くの不動産会社でも取り扱っています。指導教員や友人と相談して探してください。

〔国際交流HP〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-rent>

〔鳥取大学生協〕<https://tottori-univ.coop/student/room>

立地条件・部屋の大きさ・設備によって料金が異なります。鳥取地区周辺で部屋を借りる場合の一般的な料金は下記の通りです。通常、部屋に家具はついていません。契約の際には仲介手数料などを含めて、通常家賃の2～3ヶ月分が必要と言われていますので、注意してください。

- 家賃（月額）：25,000円～40,000円など
- 管理費（共通スペース分の維持費用など）：物件による
- 敷金・礼金：それぞれ家賃の1～2ヶ月分など

〔敷金〕

借主が貸主に対して家賃を支払わない場合や、退去の際の修復費等の担保として預けておく保証金です。入居する際に貸主に対し、家賃等のほか1～2ヶ月分の部屋代に相当する金額を支払います。退去するとき、部屋の清掃代や修理代等を差し引いた分が返金されます。

〔礼金〕

家賃のほか、部屋を借りる際の手付（お礼）として礼金（権利金）を家主に支払う慣例があります。

關於退宿

請在您打算搬遷的月份至少20天前通知管理員。

〔例外〕

如果您在三月或九月的學期末搬遷，請在搬遷前一箇月的10日左右通知管理員。此外，如果您在第一學期搬入，請在九月二十日前搬遷；如果您在第二學期搬入，請在三月二十日前搬遷。

搬家

如果您在鳥取縣居住超過6箇月，則需要搬遷留學生宿舍。請在宿舍期滿前，保證充足的時間尋找新的住處。變更住所手續耗時，請儘快辦理。

※地址變更時，需要之前宿舍的入住許可書及合約書。請妥善保管。

租屋

縣營・市營住宅（公營住宅）

公營住宅的租金與一般租屋相比較為低廉，申請者過多時將以抽籤方式來決定入住者。募集信息於國際交流HP上公告。

〔國際交流HP〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-news>

一般租屋

希望入住一般出租公寓，「鳥取縣安心租賃事業」的網站有詳細介紹。申請書可以從國際交流課學生交流組或以下網站下載。大學生協及大學附近的不動產公司也提供相關信息。可與指導教員、朋友商量。

〔國際交流HP〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-rent>

〔鳥取大學生協〕<https://tottori-univ.coop/student/room>

房租因地點、房間大小、房屋配備而有差異。若於鳥取校區附近租屋，一般的房租費用如下所述。日本的房間一般不配備家具。此外需留意，簽合約時仲介手續費，金額通常等同於2～3個月的房租費。

- 房租（月額）：25,000日元～40,000日元等
- 管理費（共同區域的維護費等）：因房型而定
- 押金・禮金：1～2個月的房租

〔押金〕

押金是租戶無法向房東支付房租或退房時的修繕費等，做為擔保支付的保證金。入住時，向房東支付1～2個月的房租。退租時，扣除房屋清掃、修繕費後，剩餘部分返還租戶。

〔禮金〕

除了房租以外，按照慣例，在租屋時還會另外支付房東禮金（權利金），以作為謝禮。

連帯保証人

日本で民間アパートや公営住宅を借りる場合、一般的に入居のための連帯保証人が必要です。連帯保証人を頼める人がいない場合は、留学生が「留学生住宅総合補償」と「鳥取大学留学生住宅機関補償」に入ることで、鳥取大学が連帯保証人になることができます。

申請窓口

国際交流課学生交流係。在留カード（同居家族分も）と学生証を提出してください。

対象者

新たに民間アパート、公営住宅を借り、「留学生住宅総合補償」と「鳥取大学留学生住宅機関補償」に加入する在留資格「留学」を有する者。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-guarantee>

●留学生住宅総合補償

海外旅行保険と保証人補償基金で成り立っている、留学生が民間アパートや公営住宅を借りる際に加入できる住宅保険です。

●鳥取大学留学生住宅機関補償（制度見直し中のため、新規受付停止中）

民間アパートや公営住宅を借り、上記の総合補償に加入している留学生が、万が一の火災や水漏れ等の事故で損害を与え、総合補償限度額を超えたとき、大学が超過分を負担する制度です。

引越しに必要な手続き

①市役所へ住居地変更の届出

引越し等で住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に市役所で「転入届」の手続きしてください。詳細は3ページを参照してください。

②国民健康保険の書き替え

引越し後、14日以内に国民健康保険について住所変更をしてください。市役所で①の「転入届」と一緒に変更手続きを行ってください。

③郵便局で転居届を出す

郵便局で手続きをすると、旧住所に届いた郵便物は新住所へ転送されます。（転送期間：1年間）

④大学への連絡

国際交流課と所属学部・研究科の教務係（学生係）へ、住所が変わったことを連絡してください。

⑤ガス・電気・水道（公共料金）の契約

引越し先の物件によっては、自分で手続きをする場合と、貸主や管理会社が手続きをする場合があります。必要があれば、自分で各会社に電話で連絡し、契約・解約手続きを行います。

⑥部屋について

留学生宿舍または公営・民間アパートから引っ越すときの、部屋に関する手続きは12ページを参照してください。

連帯保証人

在日本租房子時通常需要連帯保證人。如果没有連帯保證人，留學生可以加入「留學生住宅綜合補償」及「鳥取大學留學生住宅機構補償」後，鳥取大學即可成為你的連帯保證人。

申請窓口

於國際交流課學生交流組提示在留卡（同居家人的也需要）及學生證。

對象

限即將租房子或租公營住宅，且有加入「留學生住宅綜合補償」、「鳥取大學留學生住宅機構補償」者，並且持有「留學」在留資格者。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-guarantee>

●留學生住宅綜合補償

以海外旅行保險及保證人補償基金為依託，留學生於租房子或公營住宅等時可以加入的住宅保險。

●鳥取大學留學生住宅機構補償（**系統正在接受審查，不接受新的申請。**）

這個制度是保障租借民營公寓、公營住宅，且有加入上述綜合補償的留學生，如果因火災、漏水等事故造成房子的損害，超過綜合補償限定的金額時，大學會負擔超出限定的部分。

搬家時需要辦理的手續

①至市役所申報居住地變更

若因搬家等因素變更地址，必須於搬家後的14天以內至市役所辦理「轉入申請」。詳細資訊請參照第3頁。

②更換國民健康保險的地址

搬家後，須於14天以內更改國民健康保險的地址，請與市役所的①「轉入申請」一同辦理更新手續。

③於郵局辦理入住手續

在郵局辦理手續後，寄往舊地址的信件將轉寄到新地址。（一年有效）

④與大學聯絡

請向國際交流課、所屬學部・研究科教務處（學生組）等聯絡地址變更事宜。

⑤瓦斯、水電等公共費用合約

依搬遷住處而定，有的需要自己申請辦理，有的由房東或管理公司代理辦理手續。如需要可自行致電與各公司聯繫，辦理簽約、解約手續。

⑥關於房間

從留學生宿舍或公營、民營公寓搬家時，有關房間的任何手續請參照第12頁。

長期間家を空けるとき

調査研究や一時帰国、休学などで1ヶ月以上家を空ける場合、希望すれば電気・ガス・水道の供給を止めることができます。ただし、いくつか注意点があるので、以下をよく読んで決めてください。

毎月、料金を銀行やコンビニエンスストアで支払っている場合は、不在の間、誰かに代わりに支払ってもらうか、銀行／郵便局で自動払いする方法（口座振替）に変更してください。

電気

電気をまったく使用しない場合（1ヶ月の電気使用量が0kWh）は、基本料金の半額が請求されます。電気使用量を0kWhにするためには、ブレーカーを「オフ」にしておく必要があります。

電気の使用停止は、電話かインターネットですぐに行うことができます。毎月送られてくる「電気ご使用料のお知らせ」に書いてある契約番号が必要です。

電気の契約を停止、またはブレーカーを「オフ」にする場合は、冷蔵庫の中身を空にしてから家を空けてください。

- ・問い合わせ先：中国電力
- ・受付時間：9：00～20：00（土日・祝日除く）
■鳥取地区 0120－181－210 ■米子地区 0120－211－426

〔中国電力〕<http://www.energia.co.jp/kojin/index.html>

ガス

ガスは契約したままで使用量が0の場合も、基本料金のみを支払うが必要です。ガスの使用停止手続きをすれば、基本料金はかかりません。ただし、契約しているガス会社によって対応が異なります。まずは、自分が契約しているガス会社に電話して聞いてみてください。

ガスの使用を停止できたとしても、使用開始時には、係員による「開栓作業」が必要となります。そのため、帰国後にすぐシャワーなどを使用できないことがあります。1～3ヶ月程度の不在であれば、ガスは停止しない方が、帰ってきたときに楽かもしれません。

水道

電気・ガスと同じで、使用していなくても基本料金はかかります。水道の使用は、水道局に電話をして止めることができます。電話をするときは、2ヶ月ごとに届く「使用水量のお知らせ」や領収書に書かれている「水栓番号」を伝えてください。

- 鳥取地区
- ・問い合わせ先：鳥取市水道局
- ・受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 / ・電話：0857－53－7922

〔鳥取市水道局〕<https://www.water.tottori.tottori.jp/>

- 米子地区
- ・問い合わせ先：米子市水道局
- ・受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 / ・電話：0859－32－6111

〔米子市水道局〕<https://www.city.yonago.lg.jp/27232.htm>

インターネット

インターネットを停止するためには、多くの場合「解約金」がかかります。さらに、再度契約をするには「工事費」（約5,000円～10,000円）がかかります。ただし、契約した会社やプランによって、解約にかかる料金も異なります。まずは契約している会社に電話かメールをして聞いてみてください。

長時間無人居住時

如因公事出差、或短期回國、休學等原因，使得一個月以上家中無人，即可申請停止供應水電和瓦斯。但有幾點須特別注意，請詳讀以下內容後再做決定。

如果你每個月的房租是於銀行或便利商店進行支付，不在的期間需委托他人替你支付，或改為銀行／郵局自動扣款轉帳。

電費

完全沒使用電氣（一個月的用電量为0 kWh）時，可申請僅支付一半的基本費。要使用量为零必須關閉電閘，要求停止供應手續可用電話或網上辦理，辦理時需提示每月繳費單上的合約號碼。

辦理停電手續或關閉電閘時勿忘清空冰箱裡的東西。

- ・聯絡方式：中國電力
- ・時間：9：00～20：00（週六日・國定假日除外）
■鳥取地區 0120－181－210 ■米子地區 0120－211－426

〔中國電力〕<http://www.energia.co.jp/kojin/index.html>

瓦斯

瓦斯用戶簽約後，即使用量为零，仍需支付基本費。如果辦理停止供應瓦斯的手續，原則上不需支付基本費。但是每家瓦斯公司規定不同，請自行洽詢你所簽約的瓦斯公司。

恢復供應瓦斯時需要專業人員進行開栓操作，回國後想馬上淋浴也無法使用。如果只是1～3個月短期離開的話，建議不要辦理瓦斯停用手續。

水費

與電氣、瓦斯一樣，即使用量为零，仍需支付基本費。需要停水時請與水道局聯繫。致電時請提示繳費單上的「水栓編號」。

- 鳥取地區
- ・聯繫方式：鳥取市水道局
- ・時間：週一～週五 8：30～17：15 / ・電話：0857－53－7922

〔鳥取市水道局〕<https://www.water.tottori.tottori.jp/info/>

- 米子地區
- ・聯繫方式：米子市水道局
- ・時間：週一～週五 8：30～17：15 / ・電話：0859－32－6111

〔米子市水道局〕<https://www.city.yonago.lg.jp/27232.htm>

網路

網路關停通常需要「解約金」，再次簽約需要「工事費」約5,000～10,000日元。不同公司因通訊套餐不同，解約金也有差異。請致電或網上聯繫簽約公司。

4. 学生生活

留学生サポート

チューター制度

指導教員の申請をすることで、入学後1ヶ月間、本学の学生がチューターとなり、学習・研究指導の手伝いや日本語指導、学内外での手続き案内等を行う制度です。チューターを希望する場合は、指導教員に相談してください。

日本語パートナー

●クラスパートナー

留学生の日本語クラスに日本人学生が参加し、日本語での会話やディスカッションをしたり、留学生が日本語で困っている時にサポートをします。

●パートナーシップ

留学生1人と日本人学生がペアになって、お互いの空いている時間を利用して、互いの言葉や文化を教えあったり、遊びに行ったり、自由に交流します。

G-frenz

G-frenzとはGlobal Friendsの略称で、鳥取大学国際交流センター公認の学生団体です。鳥取大学の国際交流活動の企画や留学生の学習・生活サポートと日本人学生の留学アドバイスをこなしています。

G-frenzは、日本人学生と留学生がメンバーとなっているため、お互いの言語や文化を学び合うことができます。歓迎会やコミュニティカフェなどを企画するなど、活動を通して日本人学生と留学生が交流できる場を作っています。夏のしゃんしゃん祭りには、毎年鳥取大学インターナショナル踊り子隊として参加しています。ぜひ積極的に参加してみてください。

[G-frenz] <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/g-frenz>

日本語プログラム

留学生のために、日本語の授業を行なっています。留学生としての身分や日本語のレベルによって、いくつかのコースに分かれます。参加を希望する人は、必ず事前に行われる説明会に参加してください。米子地区の留学生で総合日本語コースを受けたい人は、米子キャンパスの米子地区事務部学務課学生係に相談してください。

日本で生活するためには、日本語の習得が大切です。日本語や日本の習慣を積極的に勉強しましょう。

詳細は、下記ウェブサイトを参照ください。

[日本語プログラム案内]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/ciatu-support-education>



4. 學生生活

留學生支援

輔導員制度

通過指導教員申請、在入學後一個月內、由本校學生担任輔導員、對留學生進行學習、研究指導、日語指導、校內外需要辦理的手續介紹。如你需要輔導員、請跟指導教育商量。

日語學伴

●班級學伴

邀請日本學生參加留學生的日語課，用日語一起練習會話或討論，在留學生遇到語言上的困難時給予幫助。

●合夥學伴

留學生與日本學生利用彼此空閒的時間，一對一互相學習自己國家的母語或文化等，也可以一起結伴外出、自由進行交流。

G-frenz

G-frenz是Global Friends的簡稱，是鳥取大学國際交流中心公認的學生團體。負責策劃鳥取大學的國際交流活動，為留學生提供學習、生活上的幫助，同時也向日本學生提供海外留學資訊和指導。

G-frenz成員由日本學生和留學生組成，可以相互學習彼此國家的語言文化。通過策劃歡迎會、社群咖啡角等活動，為日本學生和留學生提供交流的場所。在每年夏季舉辦的鏘鏘傘舞祭活動中，G-frenz成員以鳥取大學國際舞蹈隊員參加。歡迎大家積極報名參加。

[G-frenz Instagram 帳號] **g_frenz_tottori**

日語課程

為留學生提供的日語課程，以留學生的在留資格及日語水平來分班。如有想參加者務必參加事前舉辦的說明會。米子校區的留學生若想接受綜合日語課程，請洽詢米子校區學務課學生組。

為了享受日本的留學生活，學好日語是非常重要的的一件事，讓我們一起積極地學習日語和瞭解日本習俗吧！

詳情請參照以下網站。

[日語計劃導覽]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/ciatu-support-education>



各種証明書の発行

各種証明書が必要な場合は、下記の各発行窓口で申し込みをするか、または自動発行機で発行をしてください。
証明書によっては申し込み後、発行までに数日かかる場合がありますので、必ず窓口で尋ねてください。

自動発行機の利用時間

- 鳥取地区 月～金曜日（祝日を除く） 8：30～18：30
- 米子地区 月～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：00

〔証明書の発行について〕 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/Certificate>

証明書の種類	受付窓口	備 考
・奨学金受給証明書	国際交流課	申請の2日後に発行します
・学生証	鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	申請の10～15日後。 紛失・破損等の場合は有償です。
・在学証明書 ・在学期間証明書 ・成績証明書 ※1 ・卒業・修了見込証明書 ・卒業・修了証明書 ・身分証明書	自動発行機で発行 鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	在学期間証明書は、特別聴講学生、研究生が申請できます。 成績証明書の発行は、連合農学研究科、医学系研究科、非正規学生は <u>除きます</u> 。
・交通機関の割引証（学割証）	自動発行機で発行 鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	<u>正規生</u> だけ取得可能 2割引
・健康診断証明書 ※2	鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課 保健管理センター（10月受診者）	定期健康診断を受診した学生に限ります。 4月受診者は、自動発行機で発行します。
・英文証明書 ・単位取得証明書	鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	申請の3日～1週間後。 窓口で「証明書交付願」を提出して申し込みます。

※1：非正規学生（特別聴講学生、特別研究学生、研究生）が、成績証明書を発行するためには、窓口で「証明書交付願」を提出して申し込んでください。

※2：非正規学生（特別聴講学生、特別研究学生、研究生）の健康診断書は、保健管理センターで発行します。

出具各種証明書

下列各種証明, 可在各受理窓口申請, 或通過自動発行機取得。不同性質的證明書所需時日不同, 請至窗口諮詢。

自動発行機使用时间

- 鳥取校區 週一～週五（國定假日除外） 8：30～18：30
- 米子校區 週一～週五（國定假日除外） 8：30～17：00

〔證明書發行相關鏈接〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/2410.htm>

證明書種類	受理窓口	備 註
・奨学金証明書	国際交流課	申請2日後発行
・学生証	鳥取校區：教育支援課 米子校區：學務課	申請10～15日後。 如遺失、破損, 需另付費。
・在學証明書 ・在學期間証明書 ・成績証明書 ※1 ・卒業、結業預期証明書 ・卒業、結業証明書 ・身分証明書	自動発行機發行 鳥取校區：教育支援課 米子校區：學務課	在學期間証明書：特別是聴講學生、研究生可以申請。 成績証明書：連和農學研究科、醫學系研究科、非正規學生 <u>除外</u> 。
・公共交通優惠證（學生優惠證）	自動発行機發行 鳥取校區：教育支援課 米子校區：學務課	<u>僅限正規生</u> 8折優惠
・健康診斷証明書 ※2	鳥取校區：教育支援課 米子校區：學務課 保健管理中心（10月體檢者）	限接受定期體檢的學生。 4月體檢者, 可在自動発行機取得。
・英文証明書 ・學分取得証明書	鳥取校區：教育支援課 米子校區：學務課	申請後的3日～1週後。 請在窗口提出「證明書交付」申請。

※1：非正規學生（特別是聴講學生、特別研究學生、研究生）的成績証明書, 請至窗口提交證明書交付申請後皆可取得。

※2：非正規學生（特別是聴講學生、特別研究學生、研究生）的健康診斷書由保健管理中心發行。

授業料

授業料

授業料は毎年5月と11月に6ヶ月分ずつ支払います。支払いは「預金口座振替方式（口座振替）」を利用します。詳しくは下記ホームページを確認してください。

※研究生、科目等履修生については、口座振替を実施していません。下記ホームページ内の「口座振替以外の納入方法」で納入してください。納入期限も異なります。

[授業料について] <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/study-tottori-tuition>

入学料・授業料の免除

私費外国人留学生のうち、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる学生に対しては、入学料や授業料の全額または半額を免除する制度が年2回あります。ただし、免除できる人数には限りがありますので、十分な費用を工面してから留学するようにしてください。

申請手続きのお知らせは、鳥取地区は学生生活課の掲示板やホームページで通知されます。米子地区は学務課学生係に聞いてください。

[授業料免除申請について(大学院生)] <https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/exemption-gra/>

- ・ 学生部学生生活課奨学係（鳥取地区）：0857－31－6776
- ・ 事務部学務課学生係（米子地区）：0859－38－7100

休学・復学・退学

休学・復学・退学を希望する者は、まず指導教員に相談してから、所属学部・研究科等の教務係（学生係）に手続きを確認してください。また、休学・復学・退学を希望する日の3週間前までに、必要な願書を提出してください。

※在留資格「留学」の者が、休学などの理由で、3ヶ月以上授業を受けないまま日本に滞在することはできません。「在留資格取消」の対象となります。

休学

病気や事故等で2ヶ月以上の休学を希望するときは、すみやかに願い出てください。病気による休学願には、医師の診断書を添付してください。休学期間は1年を超えてはならないものとし、延長の必要がある時は、1年を限度として延長を願い出ることができます。

休学を開始した月の翌月から、復学した月の前月までの授業料は免除されます。ただし、休学許可の時期が、学期の授業料納付期限後である場合は、その学期分の授業料は免除されません。

學費

學費

毎年5月和11月繳納學費,分半年兩期付費,採用銀行轉帳方式。詳細資訊,請至網站首頁確認。

※研究生和科目學習生不接受銀行轉帳方式,繳納時間及方式請參照網站內「轉帳以外的繳納方式」。

[學費相關鏈接] <https://www.tottori-u.ac.jp/1048.htm#kouzahurikae>

免除入學費・學費

私費留學生因經濟困難無法繳納學費但被認可成績優秀者,一年有兩次可申請學費全額免除或半價的手續制度。然而名額有限,留學前還請先確保已準備好足夠的經費。

鳥取校區的申請減免通知,在學生生活課的公告板、網站發佈。米子校區請諮詢學務課學生組。

[申請學費減免] <https://www.tottori-u.ac.jp/5916.htm>

- ・ 學生部學生生活課獎學組（鳥取校區）：0857－31－6776
- ・ 事務部學務處學生組（米子校區）：0859－38－7100

休學・復學・退學

希望休學、復學、退學者,請事先跟指導教員商量之後向所屬學部、研究科等教務處（學生組）確認相關手續。請在希望休學、復學、退學日的三週前提交申請。

※持有在留資格「留學」者,以休學等理由,三個月以上不上課卻繼續滯留於日本的話,「在留資格」將會被取消。

休學

因生病、事故等,需要休學2個月以上時,請盡快提交申請。因病休學需附上醫師診斷書,休學時間原則上不可超過一年,如果一定需要延長時間,最多只可延長一年。

從休學開始月的次月,到復學的前一個月的學費可予減免。但獲得休學許可的時期,如果是在當學期的學費已繳納後,則該期學費無法減免・退還。

復学

病気などによる休学後に復学しようとする場合は、復学願を提出してください。休学期間満了後でも、復学の手続きをしなければ復学にはなりません。休学期間満了の3週間前までに復学願を提出してください。

退学

退学する場合は、願い出なければなりません。病気などの理由で退学するときは、医師の診断書を提出してください。病気以外の理由で退学をするときは、指導教員に相談をして、「副申書」と「退学願」を提出してください。退学を許可されないまま通学をやめた場合は、授業料の支払いを請求されるので注意してください。

退学等で学籍を失った時

留学生が退学等で学籍を失った場合、大学を離脱した日から14日以内に出入国在留管理局へ届け出てください（7ページ）。たとえ在留期間が残っていたとしても、すみやかに日本を出国するか、または引き続き日本に滞在する場合は、在留資格を変更しなければなりません。

気象警報発令時の休講のお知らせ

特別警報、暴風警報が発令された場合、授業や試験を行うかどうかについては、鳥取大学のホームページや、学務支援システムでお知らせします。各自で確認をしてください。

- 午前の授業 7:30までに周知
- 午後の授業 11:30までに周知

復學

因生病等理由、休學者要復學之前務必提交復學申請書。休學期滿後沒辦理復學手續者無法復學。請在休學期滿3週前提交復學申請書。

退學

退學者需要申請退學，因生病退學者需附上醫師診斷書。因生病以外的理由要退學者，請事先跟指導教員商量，並提交「副申書」及「退學申請書」，未提交「退學申請書」者，將被開除學籍。另外，未經許可直接停止上課者，需照付學費，請注意。

因退學等失去學籍時

留學生因退學等失去學籍時，請於離開大學當天開始的14天以內，向出入國在留管理局提交申報（請參照第7頁）。即使在留期限仍有效，也需盡快離開日本，或更新在留資格。

氣象警報發佈時的停課通知

特別警報、暴風警報發佈後，是否停課，會通過鳥取大學網站、學務支援系統網上告知。請務必自行確認。

- 上午課程 7:30前通知
- 下午課程 11:30前通知

5. 健康

保健管理センター

鳥取大学には、学生の健康の保持・増進のため、医師・保健師・看護師が常駐しています。心身の健康について心配なこと、気にかかることがあるときは、気軽に相談してください。

※保健管理センターは、本学の学生は利用できますが、家族は利用できません。受診料は無料です。

[保健管理センターHP] <https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/>

保健管理センター連絡先

- 鳥取地区 電話：0857－31－5065 / Email：hokekan@ml.adm.tottori-u.ac.jp
- 米子地区 電話：0859－38－6495 / Email：hokekan@ml.adm.tottori-u.ac.jp

健康相談・カウンセリング

保健管理センターには、専任（内科医、精神科医）の教員や学校医がおり、身体面・精神面の健康相談や、進路、修学、性格などの悩みに関するカウンセリングを行なっています。

自分の体に異常を感じたり、不安をもったり、慢性疾患のある人、「夜眠れない」「いつも頭がぼんやりしている」など心の悩みを持っている人、ケガをした人などは、気軽に相談に来てください。

※専門医によるカウンセリングを受けるには、事前の予約が必要です。まずは保健管理センターへ相談に来てください。

応急措置

学内で思いがけないケガや病気になった時は、救急医薬品を常備して、医師・保健師・看護師が必要な一次救急処置を行います。学内でケガをしたり、体調不良を感じたら、遠慮なく申し出てください。

心身のリフレッシュ

ゆったりとくつろぎ、心身の健康保持・増進に役立てるために健康に関する各種図書、ビデオ、CD、マッサージ機などが利用できます。気軽に利用してください。

受診時間

診療・カウンセリング時間等は、事情で休診することがあります。次のウェブサイトから確認してください。

- 鳥取地区 月～金曜日 8：30～17：00
<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/guidance/treatment/>
- 米子地区 月～金曜日 9：00～17：00
<https://www.med.tottori-u.ac.jp/current/2545/>

5. 健康

保健管理中心

鳥取大學為了保持、増進學生的身體健康，校內配有醫師、保健師、護士。如有身心健康相關問題，歡迎隨時諮詢。

※保健管理中心只供本校學生使用，家人無法使用。就診免費。

[保健管理中心網站] <https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/>

保健管理中心聯絡方式

- 鳥取校區 電話：0857－31－5065 / Email：hokekan@ml.adm.tottori-u.ac.jp
- 米子校區 電話：0859－38－6495 / Email：hokekan@ml.adm.tottori-u.ac.jp

健康諮詢・心理諮詢

保健管理中心有全職（内科、精神科）教員及校醫在職，無論是身體、精神方面的諮詢，或升學、休學、性格等問題煩惱，均可提供諮詢協助。

如感到身體異常、心情不安、慢性疾患者，有「失眠」「頭腦昏沉」等相關煩惱、外傷等等，都可持著輕鬆的心情隨時前來談話商量。

※專科醫師的心理諮詢，需要事前預約。請先洽詢保健管理中心。

緊急措施

在校內突然受傷或生病時，校內備有緊急用的醫藥品，並由醫師、保健師、護士進行必要的一次性急救措施。若在校內受傷、身體不適，請隨時知會我們。

身心放鬆

為了放鬆心情，保持健康，保健管理中心內備有各種雜誌和健康有關的書籍、影片、CD、按摩機等，歡迎隨時使用。

診療時間

診療、心理諮詢時間，因有臨時休診的情況，請通過以下鏈接確認後再來訪。

- 鳥取校區 週一～週五 8：30～17：00
<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/guidance/treatment/>
- 米子校區 週一～週五 9：00～17：00
<https://www.med.tottori-u.ac.jp/current/2545/>

健康診断

定期健康診断

鳥取大学では毎年4月に(4月新規入学者は4月に)、無料で定期健康診断(T-Spot検査含む)を実施していますので必ず受診してください。もしも受診しなかった場合は、病院で受診し、診断書を国際交流課に提出してください(診断費自己負担)。

〔健康診断の実施〕 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-health>

〔T-Spot検査〕

結核の有無を調べるための検査です。在学期間中に一度は必ず受検してください。

※日程や詳細については、国際交流ホームページまたは e-mail にてお知らせします。

臨時健康診断

各サークルの試合・合宿等、必要に応じた精密検査を行い、スポーツ中の事故、発病等を未然に防止することに努めています。定期健康診断を受診していないと、臨時健康診断も受けられません。

健康診断証明書の発行

就職、進学、奨学金申請、体育大会等に必要な健康診断証明書を発行しています。健康診断証明書は、共通教育棟A棟(鳥取地区)、または学務課(米子地区)の自動発行機で発行できます。ただし、定期健康診断を受診していないと発行できません。

※発行時期: 受診した年度の5月中旬～3月末まで。

※非正規生の健康診断証明書は、保健管理センターで発行しています。

※再検査の連絡を受けているにもかかわらず、再検査を受けていない人には証明書が発行できません。

體檢

定期體檢

毎年4月(4月入學新生在4月, 10月入學新生在10月)、鳥取大學為新生提供免費體檢(包含T-Spot検査), 請務必接受檢查。未參體檢的學生, 請自行在醫院體檢後將診斷書提交給國際交流課(費用自理)。

〔T-Spot検査〕
這是為了檢查有無肺結核。在藉中規定必要檢查一次。
※有關時間及詳細資訊, 公佈於保健管理中心的佈告欄、各學部佈告欄、國際交流網站首頁。

〔保健管理中心〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/2233.htm>

臨時體檢

各種社團比賽、集體宿營前, 會根據情況進行精密檢查, 這是為避免在運動中突然發生事故和疾病。沒有做過體檢的人則無法接受臨時體檢。

出具健康診斷書

學生於就業、升學、申請獎學金、參加體育大會等必要情況下, 學校可出具健康診斷書。健康診斷書可在共通教育棟A棟(鳥取校區)、或學務處(米子校區)的自動發行機取得。未體檢者無法取得。

※0月接受體檢者的健康診斷書, 由保健管理中心出具。

※出具時間: 檢查年度的5月中旬～隔年3月底。

病気になったら

学外の医療機関

医療機関で診察を受けるときは、国民健康保険証を持って行き、受付に提出してください。日本では一般的に、病気になったらまず地域の診療所へ行きます。診療結果から、より詳細な検査や手術が必要とされる場合には、病院への「紹介状」が発行されますので、「紹介状」を持って、指定された病院へ行きます。「紹介状」が無い場合、医療費に加えて特別料金が請求されますので気をつけてください。

（例：鳥取県立中央病院では、初診時に7,700円が加算されます）

〔鳥取地区周辺の医療機関〕

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/welfare/health/guidance/medical/>

〔夜・休日診療医療機関〕

<https://www.pref.tottori.lg.jp/47679.htm>

医療通訳ボランティア派遣制度

鳥取県内には、日本語を母語としない人のために、多言語対応の無料の医療通訳派遣制度があります。制度を利用する場合は、事前の予約が必要です。詳細は、電話をするか下記のウェブサイトを参照してください。

〔申込み〕<http://torisakyu.or.jp/ja/1/komatta/1575/>

〔公益財団法人 鳥取県国際交流財団〕<http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

電話：0857－51－1165 / Email：tict@torisakyu.or.jp

病気になった時の費用

手術などの入院で高額な医療費がかかるとき、毎月の自己負担限度額を超える費用が払い戻される場合があります。

●高額医療費

国民健康保険に加入していれば、実際に係る医療費の30％の支払いで治療を受けられます。収入に応じて、毎月の医療費の支払いに対し、自己負担限度額が設けられています。以下の手続きをすれば、この自己負担限度額を超える医療費が払い戻されます。

〔限度額適用認定証〕

事前にこの認定証を受け取っていれば、病院の窓口で医療費を支払う時、自己負担限度額を超える医療費は請求されません。もし認定証を受け取っていない場合は、一度、自己負担額を全て支払う必要があります。手続き後に自己負担額を超える医療費が払い戻されます。

〔鳥取市役所〕

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1457315337509/index.html>

〔米子市役所〕

<https://www.city.yonago.lg.jp/13342.htm>

生病時

校外医療機構

就醫時，請攜帶並出示國民健康保險證。生病後一般先到地區的診療所就診，若需進一步檢查或手術，請診療所出具向醫院提出的轉診「介紹函」，持該「介紹函」前往指定醫院。沒有介紹函的患者，診療費將加收一項特殊費用，還請留意。（例：鳥取縣立中央病院，初診時加收7,700日元）

〔鳥取大學附近的醫療機構〕

<https://www.tottori-u.ac.jp/secure/3929/medical%20institutions.pdf>

〔夜間・假日診療醫療機構〕

<https://www.pref.tottori.lg.jp/47679.htm>

醫療翻譯志工派遣制度

鳥取縣為母語非日語者，提供多種語言翻譯者應對的醫療派遣制度。使用時，需要事先預約。詳細資訊請查看以下鏈接。

〔導覽頁〕<http://torisakyu.sanin.jp/img/translation.pdf>

〔公益財団法人 鳥取縣國際交流財團〕<http://www.torisakyu.or.jp>

電話：0857－51－1165 / Email：tic@torisakyu.or.jp

生病時的費用

手術而住院時需要高額の醫療費，超出每月自我負擔上限額の醫療費可適度退還。

●高額醫療費

有加入國民健康保險的話，只需負擔醫療費的30％。每月支付的國民健康保險費是按照個人收入多少而定。如辦理以下手續，超出「自己負擔限度額」的醫療費將可退還本人。

〔限度額適用認定書〕

如事前取得此認定證，在醫療窗口支付醫療費時，則不需支付超出「自己負擔限度額」的醫療費。如尚未辦理則需先支付自我負擔的全額醫療費，待完成手續後，超出部分可退還本人。

〔鳥取市役所〕

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1457315337509/index.html>

〔米子市役所〕

<https://www.city.yonago.lg.jp/13342.htm>

留学生のための保険

鳥取大学では、留学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」と「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に入することを義務づけています。

学生教育研究災害傷害保険(学研災)

授業中、課外活動中または大学構内あるいは通学途中に被った不慮の事故で死亡、負傷した場合に支払われる障害保険です。

学生向け学研災付帯学生生活総合保険(タイプD)(留学生用保険)

1)個人賠償責任:他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した場合、2)救援者費用等:ケガや病気で3日以上入院して、ご家族が駆けつけたときの交通費や宿泊費の支払いを補償、3)生活用動産:日本で本人が所有する家財に対して火災や盗難等により損害を受けた場合の補償、4)借家人賠償責任:日本で本人が住んでいる居室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊させた場合の補償する保険である。

※「学研災」と異なり、補償の時間帯や場所についての限定はありません。

※詳細は、配布される「保険のしおり」を参照してください。手続き方法については国際交流課からお知らせします。

■ 保険料一覧表

学生区分	保険期間	保険料 (円)	
		学研災	留学生用保険
・地域学部 ・工学部 ・農学部	4年間	3,300	48,670
・医学部医学科 ・農学部共同獣医学科	6年間	4,800	67,360
・医学部生命科学科 ・医学部保健学科	4年間	3,370	48,670
・大学院修士課程（博士前期含む） （医学系研究科）	2年間	1,750 (1,790)	26,190
・大学院修士課程（博士後期含む） （医学系研究科）	3年間	2,600 (2,650)	37,440
	4年間	3,300 (3,370)	48,670
・その他	1年間	1,000	14,970

留學生保險

鳥取大學的所有留學生, 都有加入「學生教育研究災害傷害保險」及「留學生學研災害附加學生生活綜合保險」之義務。

學生教育研究災害傷害保險(學研災)

上課、課外活動, 大學校園內、通學途中, 如遭遇事故死亡或受傷時將由(學研災)支付傷害保險。

供給學生使用的學研災害附帶學生生活總合保險(Type E)(留學生用保險)

1)個人賠償責任: 使他人受傷或使他人財物受損時的補償, 2)救援者費用等: 因受傷或生病住院3天以上, 家人趕來探病時的交通費和住宿費 3)生活用動產: 在日本個人所持有的不動產遭火災、盜竊等損害時的補償 4) 租屋賠償費: 在日本租屋的住居遭火災或漏水等事故時的賠償保險。

※與「學研災」不同, 補償的時間段和地點沒有特別限定。

※詳細 請參照保險宣傳頁。於國際交流課辦理加入手續。

■ 保險費一覧表

學生區分	保險期間	保險費 (日元)	
		學研災	留學生用保險
・地區學部 ・工學部 ・農學部	4年	3,300	48,670
・醫學部醫學科 ・農學部共同獸醫學科	6年	4,800	67,360
・醫學部生命科學科 ・保健學科	4年	3,370	48,670
・大學院修士課程（包含博士前期） （醫學系研究科）	2年	1,750 (1,790)	26,190
・大學院博士課程（包含博士後期） （醫學系研究科）	3年	2,600 (2,650)	37,440
	4年	3,300 (3,370)	48,670
・其他	1年	1,000	14,970

子どもの出生・子どもに関する助成制度

家族と一緒に来日し、日本で子どもが生まれたときは、次の手続きを行なってください。

届出

(1) 出生届

子どもが生まれた日から14日以内に市役所の戸籍係で「出生届」の手続きをしてください。「出生届」を提出すると、「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。

※出生届の用紙は出産を行った医療機関から入手するか、下記URLからダウンロードしてください（提出はA3サイズ）。

【必要書類】①出生届（出生証明書の欄は、医師が書きます）②母子手帳 ③印鑑
[用紙] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1503626215760/index.html>

(2) 国民健康保険の加入

出生届と同時に市役所で手続きをします。

【必要書類】①母子手帳 ②健康保険証

(3) 在留資格の取得

生まれた子どもが60日を超えて日本に滞在するときは、生まれた日から30日以内に、必ず入国管理局で在留資格取得の手続きを行ってください（資格取得の手続きをしないと住民票が削除されます）。

【必要書類】①子どものパスポート（所持していない場合はその理由を書いた書類）②在留資格取得許可申請書
③出生届の受理証明書 ④両親の在留カード ⑤両親のパスポート ⑥住民票の写し
<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#取得>

(4) パスポートの取得

自分の国の在日大使館または領事館に確認してください。

各種助成制度

(1) 出産育児一時金

出産した場合は、出産一時金が支給されます。詳細は、市役所に確認してください。

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1455600673424/index.html>
[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/15452.htm>

(2) 子ども医療費助成

子どもが医療機関で診療を受けるとき、医療費の自己負担額が軽減されます（18歳になる年の年度末まで）。市役所にご相談ください。

※所得制限があります
※小学3年生～中学生は入院と訪問看護だけ対象

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1223269073293/index.html>
[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/42368.htm>

(3) 児童手当

中学校卒業前の子どもを育てている場合、児童手当が支給されます。市役所にご相談ください。

※所得制限があります。

[鳥取市子育て支援] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1467078940202/index.html>
[子育て米子] <https://www.city.yonago.lg.jp/child/>

生産和児童補貼制度

與家人一起前來日本, 或在日本生產時, 請辦理以下手續。

申報

(1) 出生證明

新生兒出生日起14天内, 請到市役所戸籍科辦理「出生證明」手續。提交「出生證」後, 將會以「因出生而居留」的資格登記在住民票。

※出生證的填寫單可在出生的醫療機構取得, 也可從以下鏈接下載（以A3大小提交）。

【所需文件】①出生證（出生證明書欄由醫師填寫）②母子手冊 ③印鑑
[填寫單] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1503626215760/index.html>

(2) 加入國民健康保險

提出出生證明時同時在市役所辦理。

【所需文件】①母子手冊 ②健康保險證

(3) 申請在留資格

若新生兒於出生後要在日本停留60天以上, 則必須在出生後30天內, 前往入國管理局取得在留資格。沒辦手續者, 住民票將被刪除。

【所需文件】①兒童的護照（若還沒有護照請附上說明理由書）②在留資格取得許可申請書
③出生證明書的受理證明 ④雙親的在留卡 ⑤雙親的護照 ⑥住民票副本
<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#取得>

(4) 申請護照

請與自己本國的駐日大使館或領事館確認。

各種補貼制度

(1) 出産育児一次性補貼金

新生兒出生可獲得一次性的生産補貼金。詳細信息請洽詢市役所。

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1455600673424/index.html>
[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/15452.htm>

(2) 兒童醫療費補助

可減免兒童就醫的自費負擔（未滿18歲有效）。請洽詢市役所。

※根據個人收入不同
※小學3年級～中學 限住院及看訪看護

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1223269073293/index.html>
[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/42368.htm>

(3) 兒童津貼

兒童津貼支付到中學畢業。請洽詢市役所。

※根據個人收入不同

[鳥取市育児支援] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1467078940202/index.html>
[育児米子] <https://www.city.yonago.lg.jp/child/>

6. 奨学金

国費留学生のための奨学金

受給の際の注意

- 1) 毎月必ず国際交流課(米子地区:学務課学生係、乾燥地研究センター:センター事務)に来て、在籍確認簿にサインをしてください。サインをしなかった月の奨学金は支給されません。
- 2) 調査実習や家族訪問などで日本を一時出国する場合は、その月の在籍確認簿にサインをしてから渡航するか、帰国後にその月の在籍確認ができるように計画してください。前月や翌月にサインすることは認められません。

奨学金支給期間の延長申請

修士課程・博士課程に進学を希望する者は、その課程に入る前の年度の11月に延長申請の手続きが必要です。延長申請を行わないと、国費外国人留学生としての身分がなくなります。

奨学金支給期間が満了しない場合でも、大学院正規課程へ進学する場合は、延長申請の手続きが必要です。詳細は国際交流課に確認してください。

※進学を希望する場合は、募集要件を満たす申請者について全員を採用(延長許可)するのではなく、大学と文部科学省で審査を行い、特に優秀だと認められた者に限定して採用(延長許可)します。

※4月に研究生として渡日し、同年の10月に正規課程に入学する人は、5月頃に申請を行います。

帰国旅費

国費奨学金支給期間内に研究を終了して帰国する場合に支給されます。ただし、支給期間途中での帰国や、所定の期日までに帰国しない場合には、支給されません。航空券は、文部科学省の指定した旅行会社から、帰国の1~2週間前までに発給されます。詳細は国際交流課に確認してください。

6. 奨學金

資助國費(公費)留學生的獎學金

領收時的注意事項

- 1) 請務必每個月至國際交流課(米子校區:學務處學生組、乾燥地研究中心:中心事務),於大學在籍冊本簽名。未簽名者,不予支付當月獎學金。
- 2) 因調研、實習、探親等短暫離開日本者,當月需先完簽名再出國,若回國後仍來得及簽署離開當月的大學在籍證明,亦可於回日本後再簽,不接受前月或次月的簽名。

申請獎學金支付延長期間

繼續升學修士、博士的留學生,需在升學前一年度的11月份前申請辦理延長手續。未辦理延長申請者,將被取消國費外國人留學的身份。

無論獎學金是否期滿,進入研究生院正規課程,均需申請延長手續。詳細資訊請諮詢國際交流課。

※並非所有符合條件的升學申請均可通過(延長許可),經由大學及文部科學省審查。被認定為特別優秀學生才會被採用,才可申請延長許可。

※4月份以研究生身份入學,同年9月進入正規課程者,於5月進行申請。

回國旅費

在支付獎學金期限內完成研究準備回國者將予得取回國旅費。支付期間中回國或超過規定時間未回校者,不予支付回國旅費。由文部科學省指定的旅行社在回國前1~2週出具機票。詳細資訊請諮詢國際交流課。

私費留學生のための奨学金

私費留學生が応募できる奨学金には、大学を通して応募するものと、自分で直接応募するものがあります。どの奨学金も、採用数に対して応募者数が多いため、競争率は高いです。

大学が推薦する各種奨学金

1年に2回、前期分は3月頃、後期分は9月頃に、奨学金の受給を希望する私費留學生から「奨学金等申込書」を受け付けます。申込書を提出した留學生を、成績・学年・奨学金受給状況・国際交流活動状況等の基準で推薦順位を決定し、各奨学金団体から募集があるたび、推薦順位上位のものから順に、推薦しています。奨学金に応募しても、必ず採用されるとは限りません。採用されなかった時のことも考えておきましょう。

※「奨学金等申込書」を提出していない留學生は、推薦しませんので、注意してください。
※提出期間については、国際交流ホームページでお知らせします。
※米子地区の留學生へは、学務課学生係をとめてご連絡します。
※特別聴講學生は応募できません。

留學生が個人で応募する奨学金

個人で応募し、奨学金受給が決定した場合は、必ず国際交流課へ知らせてください。国際交流課に確認するか、HPを参照してください。

研究生が応募できる奨学金

■ 鳥取県国際交流財団鳥取県友好提携・交流地域私費外国人留學生奨学金

- ・詳細は国際交流ホームページか担当者がメールにてお知らせします。
- ・鳥取県の友好提携・交流地域（韓国江原特別自治道、中国吉林省、ロシア沿岸地方、モンゴル中央県、中国河北省、ロシア・ハバロフスク地方、台湾台中市、アメリカバーモント州、ジャマイカウエストモアランド県）出身、または該当地域の大学に在籍している留學生が対象です。
- ・希望者が全員採用されるわけではありません。

■ 役立つウェブサイト

〔国際交流HP〕 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-scholarship-private-2>
〔日本学生支援機構〕 <https://www.jasso.go.jp/index.html>
〔国際交流基金〕 www.jpf.go.jp
〔助成財団センター〕 www.jfc.or.jp

資助私費留學生的獎學金

私費學生可以申請大學募集的獎學金，或個人直接報名申請的獎學金。兩者均有很多的申請者，競爭激烈。

大學推薦的各種獎學金

一年兩次受理，前期為每年3月、後期為9月。大學根據申請人的成績、學年、以往的獎學金獲取情況、國際交流活動參與度決定推薦順序。當各獎學金團體開始受理時，國際交流課按照該順序進行推薦。申請獎學金並不是保證一定可以領取，請做好沒領受到獎學金時的規劃。

※請注意，沒有提交「獎學金申請書」的留學生不會被推薦。
※提交時間公布於國際交流網站首頁。
※米子校區的留學生會透過學務處學生組通知你。
※特別聽講學生不能申請。

留學生個人申請的獎學金

個人申請到的獎學金也請務必通知國際交流課。具體內容可諮詢國際交流課或參照首頁。

研究生及特別聽講學生（留學生）可以申請的獎學金

■ 鳥取縣國際交流財團鳥取縣友好締結交流地域私費外國人留學生獎學金

- ・特別聽講學生可以申請的獎學金。
- ・詳細內容公布於國際交流網站首頁。
- ・鳥取縣友好締結交流地區（韓國江原道、中國吉林省、俄羅斯沿岸地方、蒙古中央縣、中國河北省、俄羅斯哈巴羅夫斯克地區、台灣台中市、美國巴蒙德州、牙買加威斯特摩藍）出身者，或在該地大學在籍的留學生。
- ・申請者並非都會被採用。

■ 相關網站

〔國際交流HP〕 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-scholarship-private-2>
〔日本學生支援機構〕 <https://www.jasso.go.jp/index.html>
〔國際交流基金〕 www.jpf.go.jp
〔助成財團中心〕 www.jfc.or.jp

7. 日常生活

電話

携帯電話

携帯電話を契約・購入する場合は、電気店または各携帯電話会社のお店で手続きをします。携帯電話は毎月の料金プランによって通話料が変わってきます。手続きには、**① 在留カード ② パスポート ③ 預金通帳またはクレジットカード**、が必要です。

携帯電話は、通常2年間の契約となっています。2年以内に学業を終えて帰国する場合は、解約するときに解約手数料がかかりますので、契約する際によく確認してください。

日本の携帯電話会社

[ドコモ] <https://www.nttdocomo.co.jp>

[au] <https://www.au.com>

[ソフトバンク] <https://www.softbank.jp>

公衆電話

電話料金は、電話相手の距離によって異なります。市内通話の場合は、60秒で10円です。

自転車について

自転車の取得方法について

新品を自転車店等で購入する他に、リサイクルショップ等で中古品を購入することもできます。友人などから譲り受ける場合は、下記の防犯登録を必ず行ってください。帰国の際には、大型ゴミとして処分するか、リサイクルに出すなどして、絶対に放置しないでください。

自転車に乗る際のルールや注意については31ページを必ず参照してください。

防犯登録

自転車購入時に、その店で防犯登録することが義務づけられていますので、必ず登録してください。登録には、健康保険証などの名前と住所が確認できる身分証明書と、登録料620円が必要です。この時にもらう登録カードの控えは必ず保管してください。

[防犯登録について] <https://tottori-bouhan.or.jp/pages/62>

他人から自転車を譲り受けたら

自転車の盗難被害が増えています。そのため夜、自転車に乗っていると、警察官に呼び止められ、在留カードや身分証明書の提示を求められ、防犯登録について調べられることがよくあります。他人名義で防犯登録されている自転車に乗っていると、交番に長い時間拘束されたり、窃盗犯の疑いをかけられたりして不愉快な思いをします。

他人から自転車を譲り受けるときは、自転車譲渡証明書を書いてもらい、大切に保管してください。また、前の所有者の防犯登録カードや自転車の保証書も一緒にもらい、必ず自転車店で登録カードを自分名義に書き換えてもらいましょう。

[自転車譲渡証明書] <https://tottori-bouhan.or.jp/files/libs/615//202401221523012167.pdf>



7. 日常生活

電話

手機

手機可以在電器行或各種通信公司簽約購買。通話費根據通訊套餐不同而有差異。辦理手續時需出示 **① 在留卡 ② 護照 ③ 日本存摺或信用卡**。

手機的合約一般為期2年。假如在2年內完成學業回國時解除合約，需另付手續費。辦理合約時請充分了解合約條款。

日本手機電話公司

[DOKOMO] <https://www.nttdocomo.co.jp>

[au] <https://www.au.com>

[SOFTBANK] <https://www.softbank.jp>

公共電話

公共電話費，根據對方相隔距離而不同。市内通訊為60秒10日元。

腳踏車

取得腳踏車的方法

可至腳踏車店購買新車或二手店購買中古腳踏車。經由友人轉讓的腳踏車，一定要辦理防盜登錄。由回國時需將腳踏車作為大型垃圾處理，或轉讓至再回收的二手店，切勿隨意扔棄。

使用腳踏車時的注意事項請參考第31頁。

防盜登錄

在購買腳踏車時，店舖有義務協助完成防盜登錄，一定要登錄。登錄時需出示健康保險證等有本人姓名和住址的身份證明物件及620日元的登記費。登錄時領取的登錄卡請妥善保管。

[防盜登錄链接] <https://tottori-bouhan.or.jp/pages/62>

他人轉讓的腳踏車

由於腳踏車被盜案件日日增多，晚間騎車，偶遇警察檢查在留卡、身份證明及防盜登錄的場面時有發生。騎行他人名義登錄的腳踏車，需要說明原委，應避免發生在派出所滯留或因被懷疑而引起的不悅。

接收他人轉讓的腳踏車時，務必請對方寫下轉讓證明，並加以保管。帶上前者的防盜登錄卡和腳踏車保證書至腳踏車行把登錄卡過戶到自己的名義下。

[腳踏車轉讓證明] <https://tottori-bouhan.or.jp/files/libs/615//202401221523012167.pdf>



自動車・バイクについて

運転免許証

日本で自動車およびバイクを運転するためには、日本の運転免許証が必要です。国際免許証または外国の免許証は、道路交通に関する条約によって、日本で運転できる免許証が限られています。自分が所持している国際免許証または外国の免許証で運転できるかどうか、また、日本で運転できる場合は免許証の有効期間等を、必ず事前に運転免許センターで確認してください。

※ジュネーブ条約加盟国以外の国で発行された国際免許証、インターネットで取得した国際免許証は日本では無効です。
※自動車を運転する時の交通規則や事故にあったときの対処については、31ページを必ず参照してください。

運転免許センター連絡先

- ・鳥取地区：0857-36-1122 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34798>
- ・米子地区：0859-22-4607 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34801>

車庫証明

軽自動車以外の、自家用車を保有する場合は、車庫証明の申請が必要です。また、軽自動車については、保管場所の届出が必要です。自動車取得時に手続きを行ってください。詳細は、鳥取県警察本部交通部交通企画課に確認してください（電話：0857-23-0110）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/36772.htm>

任意保険

自動車・バイクを所有する際には、必ず任意保険に加入してください。任意保険の加入は義務ではありませんが、日本では、加害者となったときの相手への補償や車の修理代などがかなり高額です。任意保険は損害保険会社等で加入することができます。

郵便

郵便料金

切手は郵便局、コンビニエンスストア、大学生協で購入できます。郵便物の通常料金や到着日の確認、国際郵便などについては、直接郵便局で尋ねるか、日本郵便のホームページを確認してください。

〔日本郵便〕<https://www.post.japanpost.jp/index.html>

不在連絡票

日本では、お金や書類など重要なものを送るとき「書留」という特別な種類の郵便を使います。普通の郵便は家のポストに届きますが、「書留」は本人が直接受け取る必要があります。そのため、本人が家にいないときは、「不在連絡票」というカードが郵便受けに入ります。また、宅配物についても同じように、不在票が郵便受けに投函されます。

この不在票には有効期限があり、それを過ぎると郵便物が送り主に返ってしまいます。不在票を見つけたら、日本人の友人に相談するか、指定された電話番号に連絡して早めに再配達を依頼してください。



汽車・摩托車

駕照

在日本駕駛汽車或摩托車時需要持有日本的駕照。根據道路交通規則，國際駕照或國外的駕照在日本能夠使用的並不多。所持的國際駕照或國外駕照能否在日本國內使用以及所持駕照的有效期限等事項，請務必於開車前至駕照中心進行確認。

※日内瓦公約加盟國以外的國家發行的國際駕照及網上取得的國際駕照，在日本國內均無效。
※在日本開車時，日本的交通規則及發生事故後的處理方式請參考第31頁。

駕照中心的聯絡方式

- ・鳥取校區：0857-36-1122 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34798>
- ・米子校區：0859-22-4607 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34801>

車庫証明

買車需申請車庫證明。輕型汽車同樣需要申報保管場所。請在購買汽車時辦理手續。詳細內容可諮詢鳥取縣警察局交通部交通企劃課（電話：0857-23-0110）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/36772.htm>

任意保険

買車或摩托車時一定要加入任意保險。雖然不是義務性的，但在日本發生車禍、自己變成加害者時，要對被害者付出高額的賠償金、車子的修理費等。任意保險可以在損害保險公司購買。

郵政

郵費

郵票可以在郵局、便利店、大學生協購買。郵件包裹費用及寄達日期、國際包裹等，可直接至郵局詢問或於日本郵政官網查詢。

〔日本郵政〕<https://www.post.japanpost.jp/index.html>

不在聯絡票

日本郵寄現金和重要文件，通常採用掛號的方式寄出，即「書留」。一般信件會投至信箱內，而「書留」需要本人直接收取。本人不在家時，郵遞員會將「不在聯絡票」投至收件人的信箱內。

如過期沒有聯絡，該「書留」將退回寄件人。如果收到「不在聯絡票」，可詢問日本友人，或盡快按照指定的電話號碼，指定新的派送時間。



アルバイト

資格外活動（アルバイト）許可

在留資格「留学」や「家族滞在」で日本に在留する外国人がアルバイトをするときは、出入国在留管理局で「資格外活動許可証」をあらかじめ取得してください。詳細は9ページを参照してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

アルバイト情報

- ・大学会館マーレ（第1食堂）横の掲示板〔鳥取地区〕
- ・大学生協のアルバイト情報サイト“トリジョブ”：tottori.miracrew.univ-coop.net

税金について

1年間（1月～12月）のアルバイト収入が、約100万円を超えたときは、住民税がかかります。詳しい手続きについては、市役所市民税課に確認してください。

〔鳥取地区〕<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741432207/index.html>

〔米子地区〕<https://www.city.yonago.lg.jp/9169.htm>

処罰の対象となる行為

- ① 資格外許可を受けずにアルバイトをしたとき
留学生はもちろん、その雇用者も共犯者として重く処罰されます。
- ② 決められた週の時間数（28時間）を超えて、アルバイトをしたとき
- ③ 風俗営業や風俗関連営業に関係するアルバイトをしたとき
バー、キャバレー、ナイトクラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲーム機設置業、特殊浴場業、ストリップ、ラブホテル、個室マッサージ、客の接待をするホステス等がいるスナック、パブなど。これらの営業所等でのアルバイトは、仕事の内容を問わず認められていません。例えば、掃除やチラシ、ティッシュ配布の仕事であっても認められていません。

打工

資格外活動（打工）許可

在留資格が「留学」或「家族滞在」の外国人，請在取得「資格外活動許可證」後才可以打工。詳細請參考第9頁。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

打工資訊

- ・大學會館（第1食堂）旁的公佈欄〔鳥取校區〕
- ・大學生協打工信息網“TORI SHOP”：tottori.miracrew.univ-coop.net

税金

若一年打工收入（1月～12月）超過100萬，需繳納住民稅。詳細手續請諮詢市役所市民稅課。

〔鳥取校區〕<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741432207/index.html>

〔米子校區〕<https://www.city.yonago.lg.jp/9169.htm>

懲處對象

- ① 未取得資格外許可打工者
除留學生外，雇用方也會因身為共犯而遭到嚴厲處罰。
- ② 打工時間超過規定時間（每週28小時）
- ③ 在風俗或風俗場所關聯的地方打工
酒吧、酒館、夜總會、麻將室、彈珠屋、特殊洗浴中心、脫衣舞店、愛情旅館、包間按摩、待客陪酒餐飲店等場所，與上述行業有關性質無論工作內容均屬違法。比如：清掃工作或是派發傳單或紙巾也不允許。

ごみの分別・捨て方

ごみ捨てのルール

ごみは住居地のルールに従って、種類ごとに分けて捨てます。ルールを守ってごみを捨ててください。

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1574043524285/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/10367.htm>

●ごみの分別

ごみは分別表に従って適切に分けてください。正しく分けていないごみは、回収されません。ごみの分別・回収方法はとても複雑です。オリエンテーションで配布される冊子をよく確認してください。

●ごみ袋

可燃ごみ・プラスチックごみは指定袋に入れて捨ててください。指定袋に入っていないごみは回収してもらえません。指定袋はコンビニやスーパーなどで購入できます。

●回収日・時間

ごみの種類によって回収される曜日が決まっています。回収される曜日は住んでいるところによって異なりますので、必ず確認してください。回収日以外にごみは出さないでください。

●ごみ置き場

住んでいるところによって、ごみ置き場は異なります。決められたごみ置き場以外にごみを出すことはやめてください。

●ごみの不法投棄

- ・ゴミを決められた場所に捨てないことは「不法投棄」と呼ばれます。この行為を行った者は、5年未満の懲役か、1千万円以下の罰金を支払います。
- ・街の中にあるリサイクル用品を収集する場所は、民間のリサイクル会社が所有しています。これらの場所に置いてある物品を勝手に取ってくることは、窃盗です。

垃圾分类・丟棄方法

垃圾丟棄規定

請遵從居住地的垃圾丟棄規定，按分類丟棄垃圾，務必嚴守規則。

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1574043524285/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/10367.htm>

●垃圾分类

日本的垃圾分类、回收方法十分複雜，請遵從垃圾分类表進行分類，分類不正確的垃圾將被拒收。請細心查閱入學說明會上發給的垃圾分类小冊子。

●垃圾袋

可燃垃圾、塑料類垃圾都需使用指定的垃圾袋。否則將被拒收。規定的垃圾袋可在便利店或超市購買。

●回收日及回收時間

垃圾收集日按照垃圾分类於不同時日回收，回收清運日按照區域劃分，請先了解住居區域的規則，指定回收日以外，不可將垃圾放至垃圾場。

●垃圾場

垃圾場的位置隨社區劃分。請勿將垃圾投棄在垃圾場以外的地方。

●垃圾的不法投棄

- ・「不法投棄」是指把垃圾亂扔在垃圾場以外的地方，違規者會被判5年以下監禁或1千万日元以下的罰款。
- ・街道上設置的回收舊物收集處，這是屬於民間的回收公司。擅自拿走其物品屬於偷竊行為。

8. 交通安全・防災

緊急時の連絡先

●緊急電話番号（通話無料）

- 犯罪・事故 … **110（警察）**
- 火事・病気 … **119（消防車・救急車）**

連絡時は、「①事故か犯罪か、②場所・住所、③自分の名前」を伝えます。119番に連絡するときは、「火事」か「救急」かも伝えてください。

また、鳥取県では、119番通報で英語、中国語、韓国語等の電話同時通訳体制が365日24時間利用できます。

●学内緊急電話番号（留学生サポートデスク）

- 鳥取大学国際交流課（緊急時24時間対応）… **090-7541-9245**

役立つウェブサイト

■外国語鳥取県防災マニュアル（いざという時のために）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/6152.htm>

■鳥取市総合防災マップ

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1584067921065/index.html>

■米子市防災マップ

<https://www.city.yonago.lg.jp/6585.htm>

■鳥取県防災アプリ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>

■国際交流財団防災ハンドブック

<http://www.torisakyu.or.jp/user/common/pdf/handbook2018.pdf>

総合防災アプリ

鳥取県が提供する無料の総合防災アプリです。鳥取県の危機管理情報や最寄りの避難所情報等を多言語で把握できます。携帯を持っている人はこのアプリを使って、ふだんから防災に関する情報を確認しておいてください。



iPhone用



Android用

8. 交通安全・防災

緊急時の聯絡方式

●緊急電話號碼（不收費）

- 犯罪・意外事故 … **110（警察）**
- 火災・疾病 … **119（消防車・救護車）**

撥通緊急電話時先告知 ①是意外事故還是犯罪 ②地點、地址 ③自己的姓名。撥打119電話時，首先指明是「火災」還是「救護」。

鳥取縣的119緊急電話，一年365天，一天24小時配備英語、中文、韓語等多種語言同聲傳譯服務。

●校内緊急電話（留學生支援服務）

- 鳥取大學國際交流課（24小時緊急服務專線）… **090-7541-9245**

相關網站

■外語鳥取縣防災手冊（緊急情況時使用）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/6152.htm>

■鳥取市綜合防災地圖

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1584067921065/index.html>

■米子市防災地圖

<https://www.city.yonago.lg.jp/6585.htm>

■鳥取縣防災應用軟體

<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>

■國際交流財團防災手冊

<http://www.torisakyu.or.jp/user/common/pdf/handbook2018.pdf>

綜合防災應用軟體

鳥取縣免費提供的綜合防災應用軟體，可以使用多種語言取得危機管理資訊和距離最近的避難所疏散中心情報。如果您有手機，請馬上下載此應用軟體可以確保防災信息。



iPhone用



Android用

交通規則

- ・飲酒運転は自動車、自転車に関わらず法律で厳しく罰せられます。
- ・携帯電話を見たり使いながら運転すると、自動車、自転車に関わらず刑罰が科せられます。
- ・自動車を運転するには、日本で有効な免許証が必要です。
- ・自転車の二人乗りは法律違反です。絶対にしないでください。
- ・自転車を新たに取得したら、必ず防犯登録が必要です。
- ・捨ててあるように見える自転車に乗った場合、窃盗罪に問われることがありますので、注意してください。

自転車に乗る時の注意

- ・夜に自転車に乗る時は必ずライトをつけてください。反射材を付けるのも有効です。
- ・雨の日は、傘を差して自転車に乗ってはいけません。レインコートなどを着て乗りましょう。
- ・雪の日は、絶対に自転車に乗ってはいけません。滑って大けがをすることがあります。
- ・ヘッドフォンを付けた状態で走行することは危険ですので、絶対にしないでください。
- ・自転車はすぐには止まれません。スピードを出しすぎないようにしましょう。
- ・自転車事故による死亡に至る原因の最も多くが頭部損傷によるものです。ヘルメットを着用しましょう。
- ・自転車で他人を死傷させたり、物を壊したりした時には多額の損害賠償が発生します。必ず「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入してください（22ページ参照）。

万が一、交通事故にあったら…

- ➊ ケガ人が出た場合は、すぐ119番に電話して救急車を呼んでください。
- ➋ 警察（110番）に連絡して、警察官の指示に従ってください。
- ➌ 指導教員に連絡してください。【指導教員の連絡先： 】
- ➍ 加入している保険会社に指導教員と相談の上、すみやかに届け出てください。

交通規則

- ・酒後無論駕駛汽車、腳踏車，均會受法律嚴懲。
- ・一邊看手機或使用手機一邊駕駛的行為均會受到刑罰。
- ・駕駛汽車必須持有日本國內有效的駕照。
- ・兩人共騎一輛腳踏車是犯法行為，絕對禁止。
- ・購買新腳踏車後，務必完成防盜登錄。
- ・騎行丟棄在旁的腳踏車會有盜竊嫌疑，應避免。

騎腳踏車的注意事項

- ・夜晚騎行，請務必打開車燈。黏貼反光材料也有效。
- ・雨天禁止騎車打傘，請穿雨衣。
- ・下雪天禁止騎車，一旦滑倒可會嚴重受傷。
- ・戴耳機騎車十分危險，應絕對避免。
- ・因腳踏車剎車無法立即停車，請嚴格控制速度。
- ・騎車致他人傷亡或損毀物件，會造成高額的損害賠償。請務必加入「學研災害附帶學生生活綜合保險」。（請參照第22頁）

萬一發生交通車禍時…

- ➊ 如有人受傷，請立即撥打 119 呼叫救護車。
- ➋ 報警撥打 110，並按照警察的指示行動。
- ➌ 請聯絡指導教員。【指導教員の聯絡方式： 】
- ➍ 與指導教員商量之後迅速通知投保的保險公司。

地震がおきたら

日本は地震の多い国です。万一の時に備えて、普段から地震に対する準備をしておきましょう。

事前の備え

● 重い家具などは壁に固定する

家具が倒れてくる位置や、落下物が予想される位置では絶対に寝ないでください。

● 避難場所を確認しておく

地震が起きて、危険から身を守るために避難しなければいけないことがあります。

詳しくは、鳥取県防災アプリ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>）から最寄りの避難場所を確認してください。

- ・留学生宿舍に住んでいる人：湖山西小学校グラウンド（国際交流プラザの隣）
- ・湖山地区に住んでいる人：鳥取商業高校、または鳥取湖陵高校のグラウンド
- ・米子キャンパスにいる人：湊山公園、または湊山球場

● 非常時の持ち出し品

応急医療品、日用品、貴重品などは袋にまとめ、避難時にすぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

地震が起きた時の行動

① まず身の安全を！

テーブルやベッドなど頑丈な家具の下にもぐりこみ、座布団やクッションで頭をカバーします。

② すばやく火の始末

調理などで火を使っている時は、すぐに火を消します。「火を消せ」と大声で叫ぶことも大切です。

③ 非常脱出口を確保

窓や戸を開けて出口を確保します。落下物などでケガをすることがありますので、慌てて外に飛び出ないこと。

④ 火が出たら119 → すぐ火を消す

火の小さいうちに、初期消化に当たりますが、危ないと感じたらすぐに避難してください。

⑤ 避難は徒歩で行い、狭い路地やブロック塀、崖や川べりに近づかない

住んでいる所に危険が差し迫った時に避難を開始します。

⑥ 正しい情報を把握し、うその情報に惑わされない

うその情報に振り回されないようにしてください。日本に来て間もない人や日本語に自信がない人は、同じ国から来た人や同じ言語を話す人と連絡を取り合うことも大切です。

発生地震時

日本は地震頻繁の國家。為以防萬一，日常就需做好準備措施。

事前準備

● 將沉重的家具固定在牆上

絕對避免睡在家具下或東西會落下的位置。

● 提前確認避難場所

發生地震時，必須先確定自己的安全，再從鳥取縣防災應用軟體

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>）確認距離最近的避難地點。

- ・留學生宿舍居住人員：湖山西小學（國際交流廣場旁）
- ・湖山校區居住人員：鳥取商業高中・鳥取湖陵高中
- ・米子校區住人員：湊山公園或湊山球場

● 緊急時隨生攜帶的物品

緊急醫用品、日用品，貴重物品等應常備於一個袋子內，以便在避難時可立即取出。

發生地震時

① 首先是自己的安全！

躲入桌子下或者床底等比較堅固的家具下面，用座墊或靠墊護住頭部。

② 快速處理火源

如果您正在使用瓦斯做飯，請立即熄滅。大聲地喊“ 熄火 ”也很重要。

③ 確保安全緊急出口

打開門窗確保出口安全。請勿在慌忙中沖出房間，避免墜落物體造成的傷害。

④ 火災時撥打119 → 立刻關閉火源

趁火勢小，立刻滅火是常識，感到情況危險時，請立即撤離。

⑤ 步行撤離並遠離狹窄的小巷、圍牆、懸崖或者河邊

當危險逐漸逼近您所居住的地方時，開始撤離。

⑥ 關注正確資訊，勿被虛假消息所迷惑

不要被虛假的消息迷惑。剛來日本或對日語沒有自信的人，與本國人或使用同一種語言的人保持溝通極為重要。

9. 防犯・トラブル

盗難・紛失

お財布・キャッシュカード・クレジットカード・在留カード等の盗難にあった、または失くしたときは、下記の手続きを行ってください。

在留カードの盗難・紛失

- ① 警察へ行き、紛失届を提出し、「紛失証明書」を受け取ってください。
- ② 14日以内に「紛失証明書」「パスポート」「再交付申請書」「理由書」「証明写真」を持って、出入国在留管理局（境港）へ行き、再交付申請の手続きを行ってください。

銀行または郵便局で利用停止の手続きを行ってください。

クレジットカードの盗難・紛失

カード会社へ連絡し、利用停止の手続きを行ってください。
※公共料金（電気、ガス、携帯電話等）の引き落としをしているときは、それらの会社にも連絡します。

学生証の盗難・紛失

- ① 教育支援課で再発行用紙を書いた後、生協ショップで再発行手数料2,000円を支払う
- ② 2週間後に教育支援課で学生証を受け取る

9. 予防犯罪・糾紛

盗竊・丢失

錢包、銀行卡、信用卡、在留卡等貴重物品丢失或被盜時請按以下步驟處理。

在留卡

- ① 至警察局提交物品遺失申告,並取得「遺失證明書」。
- ② 14日以内,持「遺失證明書」「護照」「照片」「補發申請」「理由書」和「身份證照片」,至出入國在留管理局(米子),申請補發。

金融卡（現金卡）

請到銀行或郵局辦理停止使用的手續。

信用卡

馬上與信用卡公司聯絡辦理停止使用。
※如果水電、瓦斯、電話等公共費用,是定期從信用卡中扣除的話,請分別與各公司聯絡。

學生證

- ① 前往教育支援課填寫補發表格後,在大學生協商店支付手續費2,000日元後開立新的學生證。
- ② 兩週後,於教育支援課領取新學生證。

日本で生活するうえで気をつけること

薬物

日本では、あらゆる麻薬の所持、使用、売買が禁止されています。麻薬を所持しているだけで逮捕され、懲役刑に科せられます。

人間関係のトラブル

特定の人やその親族などを追いかける、待ち伏せする、交際を強要する、繰り返し電話やメールをする、相手の評判を傷つけるような情報を拡散するなどの行為は、ストーカーと呼ばれる迷惑行為です。ストーカー行為をした者は、1年未満の懲役または100万円未満の罰金が科せられます。

また、自分がストーカーの被害に遭っていると感じたときは、すぐに指導教員や国際交流センターなどに相談してください。

銀行口座

日本では、銀行口座を開設することは、犯罪の可能性のある行為として厳しく管理されています。自分の銀行口座を他人に譲ることは絶対にしてはいけません。この行為を行った者は1年未満の懲役または100万円以下の罰金に科せられます。

その他

- 日本では法律で、19歳以下は飲酒も喫煙も禁止されています。
- 鳥取大学のキャンパス内は全面禁煙です。
- 知的財産権の保護が厳しくなっています。不正コピーなど、純正でないパソコンソフトの使用などは処罰の対象です。
- 写真撮影、特に他人の写真を撮るときは、撮影してもよいか確認してください。
- 意図していなくても、他人を傷つけるような行為、例えばセクハラ（セクシュアルハラスメント）、アルハラ（アルコールハラスメント）などにならないように、気をつけてください。
- 留学生がセクハラ等の被害者になることもあります。自分がセクハラを受けていると感じたら、相手にはっきりとやめるように伝えてください。それでもやめないときは、指導教員や国際交流センターなど誰かに相談してください。

鳥取大学は留学生のみなさんに、日本の法律に従って日本で生活して欲しいと思っています。
あなたが法律で禁じられていることを知らなかった場合でも、法律違反をすれば罰せられます。
上記のような行為をした場合、鳥取大学では下記のとおり、処分の対象となります。

於日本生活需要注意の事項

薬物

日本禁止隨身攜帶,使用和銷售任何毒品。就算只是帶在身邊也是犯罪行為,會被逮捕和判刑的。

人際關係起糾紛

對特定一個人或其家屬進行跟踪、埋伏、強迫交往、反覆打電話或發郵件, 散布損害對方的名譽信息等行為, 被稱作跟踪行為也叫干擾行為。這種行為將處以一年以下的監禁或100萬日元以下的罰款。

還有,如果你感覺自己受到此類騷擾的話, 請馬上與指導教員或者國際交流中心商量。

銀行帳戶

日本銀行開戶管理非常嚴格。切勿將自己的銀行帳戶轉給他人。否則, 將處以一年以下監禁或100萬日元以下的罰款。

其他

- 日本法律規定, 未滿 19 歲禁止飲酒和吸煙。
- 鳥取大學校內全部嚴禁吸煙。
- 嚴格保護智慧財產權。違規複製或使用非正版 PC 軟體等行為者將受到懲處。
- 拍攝照片時, 尤其是拍攝他人照片時, 請先取得對方的同意。
- 即便不是故意的, 也不可以做出傷害他人的行為, 例如性騷擾 (sex harassment)、酒精騷擾 (alcohol harassment) 等等。
- 留學生也有可能變成被害者。如果覺得自己受到了性騷擾, 應該明確告訴對方你的不快感。若還是無法阻止時, 馬上與指導教員或國際交流中心商量。

鳥取大學希望所有的留學生在日本生活的時候, 都能遵守日本的法律。
即便你不知道這是法律禁止的行為, 但做了就是犯法。
違反上述規定條例者, 鳥取大學將按下列條款嚴格處分。

学生の懲戒

鳥取大学懲戒処分等の標準例

区分	行為の内容	懲戒処分等の種類
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐、障害等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、強迫、強要、過失致死、過失傷害等の犯罪行為を行った場合	退学、停学または訓告
	賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為の犯罪行為であって、刑法等に抵触する場合	停学または訓告
	痴漢行為、わいせつ行為、のぞき見行為、盗撮行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、青少年保護条例法、迷惑防止条例等に抵触する場合	停学または訓告
	ハラスメントに関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ハラスメントに関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学または訓告
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学または訓告
	薬物犯罪（麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、向精神薬等の不法所持、売買またはその仲介等）を行った場合	退学または停学
	コンピュータまたはネットワークの不正使用に関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	コンピュータまたはネットワークの不正使用に関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学または訓告

學生懲戒

鳥取大學懲戒處分條款例

分類	行為内容	紀律處分種類
犯罪行為	殺人、搶劫、強姦、縱火、綁架勒索等兇惡的犯罪行為或犯罪未遂行為	退學
	盜竊、詐騙、恐嚇、勒索、強迫、過失致死、過失傷害等犯罪行為	退學或訓誡
	賭博、非法闖入、對他人行使暴力雖未造成傷害的暴力行為、抵觸刑法行為	停學或訓誡
	性騷擾、猥褻、偷窺、偷拍和其他騷擾行為等、觸犯刑法、輕犯罪法、青少年保護條例法、騷擾條例法	退學、停學或訓誡
	涉及騷擾極端惡意的犯罪行為	退學
	涉及上述以外的騷擾犯罪行為	停學或訓誡
	涉及跟踪行為的規制等、觸及極端惡意的犯罪行為	退學
	涉及跟踪行為的規制等及上述以外的犯罪行為	停學或訓誡
	涉及毒品的犯罪行為（毒品、大麻、鴉片、興奮劑、精神藥物等的違法持有、買賣或仲介）	退學或停學
	未經授權使用電腦或網路的極端惡意行為	退學
	未經授權使用電腦或網路上述以外的惡意犯罪行為	停學或訓誡

区分	行為の内容	懲戒処分等の種類
交通事故・違反	悪質な運転「飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）、無免許運転、大幅な制限速度超過違反等」による死亡事故または高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学
	悪質な運転による上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学または停学
	人身事故を伴わない「飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）、無免許運転、暴走運転等」の悪質な交通法規違反	退学、停学または訓告
	前方不注意等の相当な過失による死亡または高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学、停学または訓告
	前方不注意等の相当な過失による上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学または訓告
	物損事故等の事故・違反の場合。ただし、反則金（交通反則通告制度に基づき行政処分として課される過料）に該当する場合で、軽微な道路交通法違反等については、対象としない	嚴重注意
	本学の財物に対し、著しく物的損傷を与えた場合	退学または停学
	本学の保有する機密情報を漏洩させる等、鳥取大学セキュリティ基本方針に関する規則に規定する基本方針に違反する行為を行った場合	退学、停学、訓告または嚴重注意
非違行為	アルコール飲料の一気飲み等で、未成年者または飲めない者等に飲酒を強制し、死に至らしめた場合	退学
	未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	退学、停学、訓告または嚴重注意
	その他の非違行為	退学、停学、訓告または嚴重注意
研究活動不正行為	鳥取大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則第2条第2項に定義する捏造、改ざん、盗用等の不正行為について、同第3条に規定する遵守事項に違反した場合	退学、停学または訓告

【備考】試験不正行為については、下記「試験において不正行為を行った場合の取り扱いについて」から取り扱う。
1）当該期の単位はすべて認めない、2）懲戒処分は行わない

分類	行為内容	紀律処分種類
交通事故・違法	惡意的駕駛行為「酒後駕駛（喝醉後 / 有醉意駕駛），無照駕駛，嚴重超速等」所造成的死亡事故或讓對方存下高度後遺症人身傷害的交通事故	退學
	惡意駕駛行為所造成的上述以外的人身傷害交通事故	退學或停學
	飲酒駕駛「飲酒後駕駛（酒後駕駛 / 醉酒駕駛）、無照駕駛、失控駕駛等」無人身傷害的違反交通法規的惡性行為	退學、停學或訓誡
	因未注意前方等疏忽大意而導致死亡或高度後遺症的人身傷害交通事故	退學、停學或訓誡
	因未注意前方等疏忽大意而導致上述以外的人身傷害交通事故	停學或訓誡
	發生物損等車禍，違法時只罰款的案件（根據交通違反通告制度只判行政處置罰款，並不屬於違反輕微道路交通法）	嚴重注意
	對本大學財產造成嚴重受損的行為	退學或停學
	洩漏大學持有的機密資訊等違反《大學安全基本政策》的規定和基本政策的行為	退學、停學、訓誡或嚴重注意
不當行為	向未成年者或不會喝酒者進行強行灌酒，並導致其死亡的行為	退學
	明知對方為未成年仍勸酒的行為	退學、停學、訓誡或嚴重注意
	其他的不當行為	退學、停學、訓誡或嚴重注意
研究活動的不當行為	違反有關防止鳥取大學科研活動不當行為的規則第2條第2款所定義的不當行為，例如捏造、偽造、盜用等，同違反第3條規定的事項	退學、停學或訓誡

【備註】考試作弊行為，按照「考試中發生作弊行為時的處理」規定。
1）當學期的學分全部無效，2）無紀律處分

10 卒業・修了後の手続き

住居の退去・各種解約手続き

1_ 退去日の連絡

■ 留学生宿舍

退去予定日の前月の20日までに管理人室へお知らせください。長期休暇となる8・9月に退去する人は、7月10日までに知らせてください。申し出がないときは、8・9月分の使用料を支払わなければなりません。

また、**学期末の3月、9月に退去する人は、20日（土日を除く）までに退去してください**（4月から入居したときは、翌年の3月20日、10月から入居したときは、翌年の9月20日までに退去してください）。

※退去は、平日の13：00～18：00の間で行ってください。大学休業日にはできません。

■ 公営・民間アパート

退去予定日の1～2ヶ月前までに、次のところへ連絡してください。連絡が遅れると余分に家賃を支払わなければならない場合があります。

- ・ 県営住宅（住宅政策課：0857－26－7397）
- ・ 市営住宅（建築住宅課：0857－22－8111）
- ・ 民間アパート等：契約している不動産会社、または大家さん

2_ 部屋の掃除

必ず部屋の掃除をしてから退去をしてください。留学生宿舍の場合は、掃除をせずに帰国すると、次の留学生がすぐに使えないだけでなく、後片付けなどで大変な迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

公営・民間アパートの場合は、家主や、管理会社が部屋の点検をします。住み始めたときと同じ状態にしておかないと、敷金などから掃除・修理代などが差し引かれ、状態が悪ければ追加でお金を支払うことになります。

※家具などの大型ゴミは、一般のゴミ置き場に放置しないでください（29ページ参照）。

3_ 公共料金等の精算と解約

■ 電気・ガス・水道・インターネット料金

退去日の数日前に、料金請求書に書かれた営業所やサービスセンターに連絡し、料金の精算と使用停止の手続きをしてください。

■ 携帯電話

出発前に携帯電話ショップへ行き、解約手続きをします。解約には1時間程度かかりますので、時間に余裕を持って手続きをしてください。

4_ 預金口座の解約

銀行・ゆうちょ銀行窓口に、**①通帳 ②キャッシュカード ③在留カード ④印鑑**を持参し、解約手続きを行います。公共料金を口座引き落としで支払っている場合は、必ず料金の精算が済んだことを確認してから、預金口座を解約してください。

10 卒業・結業後の手續

退租・各種解約手續

1_ 確認退租日期並聯絡管理人

■ 留學生宿舍

請在退租日前一個月的20日前通知管理人。8・9月暑期退房者請於7月10日前提出申請。如未申請，需支付8・9月的費用。

在學期末的3月、9月退房者，請於20日（週六日除外）前搬離（4月入住者需於次年的3月20日、10月入住者需於次年的9月20日退房）。

※退房時間、請在平日13：00～18：00之內搬離。大學休假期間無法搬離。

■ 公營・民營公寓

於退租預定日的1～2個月前告知房東。太晚聯絡可能需要多付房租。

- ・ 縣營住宅（社區發展課：0857－26－7397）
- ・ 市營住宅（建築住宅課：0857－22－8111）
- ・ 民間公寓等：簽合約的不動產公司、或房東

2_ 清掃

請徹底處理乾淨。留學生宿舍不做清掃一走了之，將導致下一位同學無法立刻入住，及事後清理也會給別人帶來很多麻煩。

公營、民營公寓由房東、管理公司檢查房間。如不能恢復跟你租借時的原狀，則從押金扣除清掃、修理費。狀況太差的話需要追加修理費用。

※家具等大型垃圾，不可放到不同普通垃圾场（參照第29頁）。

3_ 公共費用的結算與解約

■ 水電、瓦斯、網路費用

請在退租數日前，聯絡票據單上的營業所及服務中心，申請辦理結算及停用使用的手續。

■ 手機

請在出發前辦理解約手續。解約手續需要約1個小時的時間。早點辦理比較安心。

4_ 帳號解約

攜帶 **①存摺 ②金融卡 ③在留卡 ④印鑑**，前往銀行、郵儲銀行窗口辦理解約手續。如果是帳戶自動扣款，請務必確認水電費的結算再解約。

市役所での手続き

日本での留学を終えて日本を出国する場合、出国日が決まったら、住居地の市役所へ行って、以下の手続きを行ってください。住居地を離れる14日前から手続きが可能です。

【持っていくもの】 ❶ パスポート ❷ 在留カード ❸ 国民健康保険証 ❹ 国民年金手帳

1_ 転出届の提出

最初に、「転出届」を住民登録担当窓口へ提出してください。国民健康保険や国民年金の脱退手続きをする前に、この手続きをしてください。

2_ 国民健康保険の脱退手続き

国民健康保険窓口で、脱退手続きを行います。未払いの保険料があれば支払います。また、多く払い過ぎていた場合は、この時に返金されます。

保険証の有効期限が出国日までに訂正されるので、出国日まで使えます。

3_ 国民年金の脱退

国民年金窓口で、脱退手続きを行います。

市役所

完成學業欲離開日時, 請於離境日期確認後, 到市役所辦理以下手續。可在離境14天前開始辦理手續。

【需要的文件】 ❶ 護照 ❷ 在留卡 ❸ 國民健康保險證 ❹ 國民年金手冊

1_ 提交轉出通知

首先向住民登録窓口提交「轉出通知」。辦完上訴手續後 再辦理國民健康保險、國民年金退保手續。

2_ 退出國民健康保險

在國民健康保險窗口辦理退保手續。如有未支付的保險費, 需要付清。如有多支付的保險費, 此時可退款。保險證的有效期限更正至出國當日, 直到離境前都有效。

3_ 退出國民年金

在國民年金窗口辦理退保手續。

在留資格に関する手続き

休学・卒業・就職などで大学を離脱するときは、在留期限が残っていたとしても、「留学」の在留資格のまま日本に滞在することはできません。すみやかに出国するか、または引き続き日本に滞在する場合は在留資格を変更してください。また、休学・卒業・就職などで大学を離脱する場合の活動期間に関する届出は、離脱の日から14日以内に行ってください。

活動機関に関する届出

卒業・修了後に他の大学への進学、または就職を予定しているときは、「活動機関に関する届出を、出入国在留管理庁へ提出して届け出てください。届出は、離脱の日から14日以内に行ってください。離脱後すぐに帰国するときは、「活動機関に関する届出（離脱）」を書いて、出国する日の14日前までに、出入国在留管理局に提出してください。

※活動機関に関する届出については、取次申請はしません。自分で行ってください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration4>

■ 届出の提出方法

電子届出システム（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>）を利用するか、出入国在留管理庁に持参するか、郵送してください。郵送するときは、「活動機関に関する届出」と、在留カードのコピーを送ってください。

在留資格の変更許可申請

● 卒業・修了後に帰国をせず、就職を予定している場合

現在の在留資格「留学」から、就労可能な在留資格へ変更してください。

● 卒業・修了後に日本で就職活動を行う場合

在留資格「特定活動」への変更を申請してください。この在留資格で認定される在留期間は最長6ヶ月です。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

※「留学」から他の在留資格に変更する場合の申請取次は国際交流課ではしません。各自で行ってください。

在留カードの返却

在留期間が終了し日本を出国するとき、空港で所持する在留カードを審査官に返します。

進路等に関する調査

「卒業・修了・退学等後の在留資格・進路について」を、卒業・修了・退学の日までに下記URLから必ず入力してください。これは、鳥取大学国際交流課に提出するものです。

[URL] <http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/online-application/status-of-residence2>

在留資格関連手続き

因休学、卒業、就職等原因離開大學，即使在「在留期限」内，也不得以「留学」資格身份滯留日本，請儘快離境或辦理在留資格變更手續。於退出大學14天內辦完手續。

活動機構相關申報

畢業、結業後如果升學至其它大學、或者即將就業的留學生，請填寫「活動機構申報書」，於退出大學14天內提交至出入國管理局。退出大學後馬上歸國者也需在歸國14天以內提交至出入國管理局。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration4>

■ 申報方式

利用電子申報系統（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>），或至出入國在留管理局，也可採用郵寄的方式。郵寄時一起寄出「活動機構申報書」及「在留卡複印件」。

申請在留資格變更許可

● 畢業、結業後不回國者，就職內定者

請將「留学」在留資格，變更為「即將就職」的在留資格。

● 畢業、結業後，在日本從事就職活動者（尋找工作）

請申請變更為「特定活動」在留資格，此在留資格最長在留期間為6個月。

※活動機構申報書不可代理申請，請本人自行辦理。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

歸還在留卡

在留期結束，離開日本時，請在機場將在留卡歸還給審察官。

畢業後的情況

畢業、結業、退學後的在留資格、去向等，請在離校前通過下述鏈接提交鳥取大學國際交流課。

[URL] <http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/online-application/status-of-residence2>

帰国前の手続きチェックリスト

No.	✓	帰国前にすべきこと
1		帰国に必要な手続きを所属学部・研究科の教務係(学生係)に確認する
2		成績・卒業証明書などの発行が必要な場合は、早めに依頼する(p.16)
3		宿舍・アパートの退去予定日を、宿舍管理人・管理会社に連絡する(p.12)
4		荷物を片付け、部屋をきれいに掃除する(p.37)
5		水道・電気・ガス・インターネット等の解約手続きを行い、料金を精算する(p.37)
6		郵便局に転居届を提出する
7		図書館から借りている本を返す
8		預金口座を解約する(p.37)
9		市役所での各種手続き(転出届、国民健康保険・年金の解約)を行う(p.38)
10		携帯電話を解約する(p.37)
11		宿舍・アパート退去日に家主 / 管理会社に部屋の点検をしてもらい、未精算費用を精算する
12		「活動機関に関する届出」を入国管理局に提出する(p.39)
13		在留カードを空港の審査官に返す

- 学内で手続きをする … No. 1, 2, 7
- 宿舍・アパートの手続き … No. 3, 4, 5, 11
- 市役所・郵便局・銀行等で手続きをする … No. 6, 8, 9, 10
- 入国管理局の手続きをする … No. 12, 13

回国前手続確認列表

No.	✓	回国前確認清單
1		向所屬學部・研究科教務處(學生組)確認回國必辦手續。
2		需要成績單、畢業證明者請儘早申請(p.16)
3		將宿舍或公寓的退租日,通知管理人、管理公司(p.12)
4		收拾行李,並將房間打掃乾淨(p.37)
5		解約水電、瓦斯、網路等,並結清費用(p.37)
6		向郵局提交搬家日期
7		歸還圖書館書籍
8		銀行帳戶解約(p.37)
9		在市役所辦理各種手續(搬家、國民健康保險、年金解約)(p.38)
10		手機解約(p.37)
11		在離開宿舍或公寓時,請房東 / 管理公司檢查房間,並結清費用
12		向出入國管理局提交「活動機構申報書」(p.39)
13		將在留卡歸還給機場的審査官

- 校内手續 … No. 1, 2, 7
- 宿舍・公寓手續 … No. 3, 4, 5, 11
- 市役所・郵局・銀行手續 … No. 6, 8, 9, 10
- 入國管理局手續 … No. 12, 13

大学内施設

●鳥取大学附属図書館

鳥取地区には中央図書館、米子地区には医学部図書館があります。学部生は10冊まで、大学院生は15冊までを一度に借りることができます。図書の貸出を希望する場合は、図書館の受付で手続きを行ってください。

〈開館時間〉

■月～金曜日 8:40～23:00（試験期間も同じ）

■土・日・祝日 9:00～17:00（試験期間は9:00～23:00）

■休業期 8:40～17:00（時間は変更になることがあるので、ホームページを確認してください）

〈休館日〉

年末年始、学生休業期の土・日・祝日、毎月末日の午前中

〔中央図書館（鳥取キャンパス）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/calendar/openhour.html>

〔医学図書館（米子キャンパス）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/med/calendar/openhour.html>

●総合メディア基盤センター

無線LANの整備、e-Learningの普及、セキュリティソフトやオフィスソフトの無償提供を行っています。

〔総合メディア基盤センター〕<https://www.center.tottori-u.ac.jp>

〔米子サブセンター〕<https://www.med.tottori-u.ac.jp/subcenter/>

●キャリアセンター

キャリアセンターでは、就活生への支援として就職相談を行っています。就職に関することなら何でも、一人一回40分間、キャリア相談員が相談に応じます。キャリアセンター窓口で相談予約を受け付けています。気軽に利用してください。

■場所 共通教育棟B棟1階

■開室時間 月～金曜日 8:30～17:15

■Email：syusyoku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

〔キャリアセンター〕<https://www.tottori-u.ac.jp/career/>

〔留学生のためのサポートサイト〕<https://www.ryugakusei.com>

校内施設

●鳥取大学附属図書館

鳥取校區有中央圖書館, 米子校區有醫學部圖書館。學部生一次可借閱書籍10冊, 研究生一次可借閱書籍15冊。借書者請在圖書館櫃檯辦理手續。

〈開館時間〉

■週一～週五 8:40～23:00（考試期間相同）

■週六日・國定假日 9:00～17:00（考試期間 9:00～23:00）

■休假期間 8:40～17:00（時間偶有變更, 請從網站確認）

〈休館日〉

年末年初、學生休假期的週六日、國定假日、每月最後一日上午

〔中央圖書館（鳥取校區）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/calendar/openhour.html>

〔醫學圖書館（米子校區）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/med/calendar/openhour.html>

●綜合媒體基礎中心

無線LAN設計維護、e-Learningの普及、並免費提供防毒、辦公軟體。

〔綜合媒體基礎中心〕<https://www.center.tottori-u.ac.jp>

〔米子 sub 中心〕<https://www.med.tottori-u.ac.jp/subcenter/>

●職業中心

職業中心為求職學生提供就職詢問商量。一人一次40分鐘, 任何有關就職問題, 都可與就職中心的職員與行諮詢。要預約, 歡迎多加利用。

■場所 共通教育棟B棟1樓

■開放時間 週一～週五 8:30～17:15

■Email：syusyoku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

〔職業中心〕<https://www.tottori-u.ac.jp/career/>

〔留學生相關協助網站〕<https://www.ryugakusei.com>

●鳥取大学生協（Co-op）

鳥取大学生協では、書籍・文具・飲食品の販売など、大学生活に必要な様々なサービスを提供しています。また、アルバイトやアパートの紹介なども行っています。

大学生協が運営する学生食堂では、ムスリムの学生のためにハラル推奨メニューを提供しています。

〔鳥取大学生生活協同組合〕<https://tottori-univ.coop>

鳥取キャンパスショップ 営業時間

（変更になることがあります。生協HPをご確認ください。）

■月～金曜日 8:20～18:20

■土曜日 10:30～14:00

米子キャンパスショップ 営業時間

（変更になることがあります。生協HPをご確認ください。）

■月～金曜日 8:20～18:00

●体育施設（鳥取地区）

大学内にある体育施設を利用できます。利用希望者は、まずは学生部学生生活課で説明を受けてください。

〈利用時間〉

■8:30 - 21:00

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/activities/sports>

●多文化交流室（地域学部棟2階）

国際交流スペースとして自由に使用できます。また、お祈りをする部屋としても利用できます。

〈利用時間〉

■月～金曜日 8:00～19:00

●利用可能なパソコンについて

（鳥取地区）中央図書館に40台、総合メディア基盤センターに80台のパソコンがあります。

（米子地区）医学図書館に10台、学生係に留学生貸出用ノートパソコンがあります。貸出期間は1週間です。

●鳥取大學生協（Co-op）

鳥取大學生協販賣書籍、文具、飲食品等、此外也為學生提供各種大學生活上必要的服務、介紹打工、租屋資訊等。由大學生協經營的學生食堂, 也為穆斯林學生提供哈拉爾清真菜單。

〔鳥取大學生生活協同組合〕<https://tottori-univ.coop>

鳥取校園商店營業時間

（會有變更、請於生協HP確認）

■週一～週五 8:20～18:20

■週六 10:30～14:00

米子校園商店營業時間

（會有變更、請於生協HP確認）

■週一～週五 8:20～18:00

●體育設施（鳥取校區）

可以使用校內體育設施，需事先在學生部學生生活課接受說明。

〈使用時間〉

■8:30 - 21:00

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/activities/sports>

●多文化交流室（地域學部棟2樓）

可自由使用的國際交流空間, 也可做為宗教禱告使用的房間。

〈使用時間〉

■週一～週五 8:00～19:00

●可自由使用的電腦

（鳥取校區）中央圖書館內40台, 綜合媒體基礎中心80台電腦可供使用。

（米子校區）醫學圖書館內10台, 留學生可至學生科租用電腦。租借時間為一週。

便利な大学周辺施設一覧

●鳥取・米子市役所

居住地の届出、国民健康保険等に関する質問は市役所へ行ってください。

鳥取市役所

〈開庁時間〉

■月～金曜日 8:30～17:15 / 電話 0857-22-8111

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

米子市役所

〈開庁時間〉

■月～金曜日 8:30～17:15 / 電話 0859-22-7111

<https://www.city.yonago.lg.jp>

●鳥取県国際交流財団

在住外国人の支援や、鳥取県内の国際交流を推進する組織です。また、「日本語クラス」の開催や、生活に関する相談も行っています。

〈利用時間〉

■鳥取市:月～金曜日 9:00～18:00 / 土曜日 9:00～17:30

■米子市:月～金・日曜日 9:00～17:30

<http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

●鳥取市国際交流プラザ

市民と外国人が相互に国際理解を深め、国際交流を推進するための施設です。生活の相談や生活支援を行っています。英語、中国語を話せるスタッフがいます。

〈利用時間〉

■火～日曜日 9:00～17:00

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1407227486884/index.html>

●県立図書館（鳥取市）

オンライン予約をして鳥取大学で受け取ったり、鳥取大学附属図書館へ返すことができます。

〈利用時間〉

■月～金曜日 9:00～18:00 / 土日・月・祝日 9:00～17:00

〈休館日〉

■毎月第2木曜日、毎月末日、年末年始

<http://www.library.pref.tottori.jp>

●鳥取県立布勢総合運動公園（鳥取市）

体育館、陸上競技場、テニスコートなどがあります。公園内で散歩やジョギングをしたり、トレーニングルーム（学生100円）を利用できます。

〈利用時間〉

■県民体育館（トレーニングルーム）9:00～22:00

〈県民体育館休館日〉

■毎月第3火曜日

<http://www.fuse-sportspark.com>

大學週邊施設一覧

●鳥取・米子市役所

申報居住、国民健康保険等業務、請至市役所諮詢。

鳥取市役所

〈開館時間〉

■週一～週五 8:30～17:15 / 電話 0857-22-8111

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

米子市役所

〈開館時間〉

■週一～週五 8:30～17:15 / 電話 0859-22-7111

<https://www.city.yonago.lg.jp>

●鳥取県国際交流財団

為協助在日本的外國人,並推進鳥取縣內國際交流活動的公益組織團體。設有日語課程,並提供多種語言的生活相關諮詢。有貫通中文、英語的工作人員。

〈開放時間〉

■鳥取市:週一～週五 9:00～18:00 / 週六日 9:00～17:30

■米子市:週一～週五 9:00～17:30

<http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

●鳥取市國際交流plaza

為增進市民與外國人的相互理解,並促進國際交流活動的設施。可提供生活諮詢及各種協助。有貫通英語、中文的工作人員。備有大型廚房供大家免費使用。

〈開放時間〉

■週二～週日 9:00～17:00

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1407227486884/index.html>

●縣立圖書館（鳥取市）

可在網路預約後至鳥取大學取書,也可在鳥取大學附屬圖書館還書。

〈開放時間〉

■週一～週五 9:00～18:00 / 週六日、週一、國定假日 9:00～17:00

〈休館日〉

■毎月第2週の週四、毎月最後一天、年末年初

<http://www.library.pref.tottori.jp>

●鳥取縣立布勢綜合運動公園（鳥取市）

有體育館、田徑比賽場、網球場等,可在公園內散步、慢跑,也可使用健身房(學生100日元)。

〈開放時間〉

■縣民體育館(健身房) 9:00～22:00

〈縣民體育館休息日〉

■毎月第3週の週二

<http://www.fuse-sportspark.com>



鳥取大学

鳥取地区キャンパスマップ





鳥取大學〈鳥取〉 校園地圖

發行：廣報中心(電話：+81-857-31-5750)
<http://www.tottori-u.ac.jp>

